

長崎県建設工事総合評価落札方式 ガイドライン

令和 6 年度適用

長崎県 土木部



本ガイドラインは、長崎県が発注する建設工事を対象として、一般的な考え方を示したものであり、具体的な評価基準等については、工事毎の入札公告に設定されます。

《問い合わせ先》

長崎県 土木部 建設企画課 総合評価班

電話：095-824-1111（内線3029）（直通）095-894-3029

FAX：095-894-3461

総合評価班メールアドレス：sougouhyouka@pref.nagasaki.lg.jp

目 次

第一章 総合評価落札方式の背景及び概要	P 1 ～
1－1：導入の背景	
1－2：総合評価落札方式とは	
1－3：総合評価落札方式の型式	
1－4：総合評価落札方式の適用範囲	
1－5：総合評価落札方式におけるダンピング対策	
1－6：総合評価落札方式の手続き	
第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法	P 9 ～
2－1：落札仮決定者の決定方法	
2－2：総合評価の方法（技術提案型、施工計画型、施工能力型）	
2－3：総合評価の方法（高度技術提案型）	
2－4：加算点の評価方法	
2－5：主な工事種別毎の配点及び評価項目	
2－6：評価項目の評価内容について	
2－7：契約条件の履行	
2－8：契約書約定事項	
2－9：配置予定技術者の重複申請について	
2－10：技術資料の一括提出について	
2－11：配置予定技術者の専任配置に係る通知について	
2－12：主な工事種別毎の配点及び配点基準	
<u>2－13：評価項目別の評価内容一覧表</u>	
<u>2－14：評価項目別の実績対象者一覧</u>	
<u>2－15：評価の対象となる発注機関及び工事</u>	
<u>2－16：競争参加資格の確認資料及び総合評価に必要な提出書類</u>	
第三章 企業の施工能力事前審査登録	P 5 6 ～
3－1：事前登録項目	
3－2：事前登録申請	
3－3：申請書の確認及び登録	
3－4：事前審査登録内容の通知	
3－5：申請時期	
3－6：申請内容の使用範囲及び有効期間	
3－7：その他	
第四章 総合評価審査委員会	P 5 8 ～
4－1：総合評価審査委員会の役割	
4－2：意見聴取の目的	
4－3：意見聴取の時期	
4－4：意見聴取の方法	
4－5：審査委員会の開催	
4－6：学識経験者の定義	
第五章 技術審査分科会	P 5 9 ～
5－1：組織	
5－2：技術審査分科会の招集時期及び運営	
5－3：当該工事主務課の役割	

- 6－1：入札結果等の公表
- 6－2：審査結果及び入札結果の説明要求
- 6－3：開示請求
- 6－4：秘密保持

第一章 総合評価落札方式の背景及び概要

1-1 導入の背景

公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展を目的に公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が平成17年4月1日施行され、第3条第2項では、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うことで工事の品質が確保されるように規定されている。

また、平成26年6月4日には、第3条第6項及び第7項に品質及び担い手が将来にわたり確保されるよう規定されており、さらには令和元年6月14日には品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」が改正され、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組などが規定されている。

【品確法に関する規定】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
令和元年 6月14日 最終改正
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
令和元年10月18日 最終改正
- 発注関係事務の運用に関する指針 令和2年1月30日 各省庁連絡会議申合せ

品確法はインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的としている。

1-2 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための工法や技術などを合わせて評価して契約の相手方を決定する方式である。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と技術力を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で価格と技術力が総合的に優れた企業を選定する。総合評価落札方式においては、施工上の工夫などの技術提案や同種及び類似工事の実績、工事成績等が評価の対象となる。

1-3 総合評価落札方式の型式

総合評価落札方式の円滑な試行を図るため、下記の型式により実施する。

- 1.『高度技術提案型』
技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案及び適切な施工体制の確認を求めるもの
- 2.『技術提案型』
技術的な工夫の余地がある工事において、施工上の工夫等の技術提案を求めるもの
- 3.『施工計画1型』
技術的工夫の余地が小さく、民間工事の実績が多い建築一式工事において、設計図書等に基づいた適切な施工実施能力を評価するための施工計画の提出を求めるもの
- 4.『施工能力1型』
技術的工夫の余地が小さい工事において、企業や技術者の実績により評価を行うもの
- 5.『施工能力2型』
技術的工夫の余地が小さく、地域企業の育成を目的とした工事において、企業の実績により評価を行うもの
- 6.『施工能力3型』
技術的工夫の余地が小さく、将来の建設業を担う若手及び女性技術者の育成を目的とした難易度が低い工事において、企業の実績や技術者の年齢等により評価を行うもの

評価型式表

△工事種類に応じて評価するもの

評価項目		高度技術 提案型	技術 提案型	施工計画	施工能力		
				1 型	1 型	2 型	3 型
技術提案		○	○	－	－	－	－
施工計画		－	－	○	－	－	－
配置 予定 技術者	施工実績	○	○	○	○	－	－
	工事成績評定	－	○	○	○	－	－
	表彰（優秀現場技術者）	－	○	○	○	－	－
	年齢・性別	－	－	－	－	－	○
	資格	－	△	－	△	－	○
企業 の実績 関係	企業の施工実績	○	○	○	○	－	－
	工事成績評定	－	○	○	○	○	○
	施工実績件数	－	○	○	○	－	－
	優秀工事表彰	－	○	○	○	－	－
	年間受注高の状況	－	○	－	○	○	○
	継続的専門能力啓発 システム ※2	－	○	○	○	○	－
	基幹技能者の配置	－	○	○	○	○	－
	専門技術者の雇用状況	－	△	－	△	△	－
作業 船	主作業船保有状況	－	△	△	△	△	△
	曳船保有状況	－	△	△	△	△	△
地域 要件	工事実施体制の拠点	－	○	○	○	○	○
	管内の施工実績	－	○	○	○	△※1	－
	社会貢献活動の実績A	－	○	○	○	○	○
	社会貢献活動の実績B	－	○	○	○	○	－
	特定工事の受注実績	－	△	－	△	△	－
	鋼橋補修工事の実績	－	△	－	△	△	－
	保守点検業務の受注実績 ※2	－	△	－	△	－	－
従業員数		－	○	○	○	－	－
適切な下請契約		－	○	○	○	○	○

※1 施工能力2型における管内の施工実績は、工事種別の「地すべり」の場合に評価する。

※2 電気工事及び電気通信工事において評価する。

1-4 総合評価落札方式の適用範囲

総合評価の型式		評価方式	金 額	加算点	配分割合 (※1)	適 用
高度技術提案型		事前評価	WTO対象金額	30点	4:1:1	全工事
技術提案型		事前事後混在	3億円以上WTO対象金額未満	20点	2:3:5	全工事
技術提案型		事前事後混在	2億円以上WTO対象金額未満	20点	2:3:5	施工難易度が高く、工夫の余地が大きい工事 (トンネル工事・橋梁(PC橋、鋼橋)上部 工事・ダム工事・海上工事等)
施工計画型	1型	事前事後混在	1億円以上3億円未満	10点	2:3:5	建築一式工事
施工能力型	1型	事後評価	1億円以上3億円未満	10点	0:3:7	建築一式工事を除く全工事 (施工難易度が高く工夫の余地が大きい工 事を除く)
	2型	事後評価	7千万円以上1億円未満	3.5点	0:0:10	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工 事、舗装工事
	3型	事後評価	4.5千万円以上3億円未満	5点	0:3:7	土木一式工事
		事後評価	1千万円以上3億円未満	5点	0:3:7	とび・土工(吹付)、舗装工事

※配分割合・・・技術提案(施工計画型は施工計画)：配置予定技術者の能力：企業の施工能力

WTO 対象金額：27.2 億円（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

【総合評価落札方式に関する規定】

- 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（制定：平成 15 年長崎県告示第 780 号
最終改正：令和 5 年 3 月 17 日長崎県告示第 198 号）
- 長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（制定：令和 3 年 2 月 26 日 2 建企第 596 号
最終改正：令和 6 年 9 月 9 日 6 建企第 136 号）
- 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（制定：令和 3 年 2 月 26 日 2 建企第 597 号
最終改正：令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 452 号）

1-5 総合評価落札方式におけるダンピング対策

(1) 高度技術提案型におけるダンピング対策

高度技術提案型は、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に履行できるかについて評価を行い、長崎県建設工事低入札価格調査実施要綱第 3 条に規定する低入札調査基準価格を下回った者は低入札価格調査を実施する。

(2) 技術提案型、施工計画型、施工能力型におけるダンピング対策

入札価格が履行確実性評価方式試行要領第 3 条に規定する履行確実性確保価格を下回った場合、履行の確実性が低下するものとして、ダンピング対策と評価値の算定を一体的に行う履行確実性評価方式を実施する。

【ダンピング対策に関する規定】

- 長崎県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（制定：平成 25 年長崎県告示第 709 号
（最終改正：令和 4 年 3 月 25 日長崎県告示第 239 号）
- 履行確実性評価方式試行要領（制定：平成 30 年 3 月 16 日 29 建企第 718 号
（最終改正：令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 437 号）

1-6 総合評価落札方式の手続き

(1) 入札手続きの概要

① 高度技術提案型

入札に参加しようとする者すべての技術資料（技術提案及び企業の技術力）の評価と競争参加資格の確認を開札前に行う制度を採用している。

開札後、技術評価点（標準点、技術提案評価点、企業の技術力評価点及び施工体制評価点の合計）と入札価格により評価値を算出し、評価値の最も高い者を仮の落札者とする。

低入札調査基準価格未満で入札した者については、低入札調査を実施し、施工体制の確認を行う。

② 高度技術提案型以外の型式（技術提案型、施工計画型、施工能力型）

技術提案（施工計画含む）以外の技術資料の提出を入札書と同時に提出し、企業の技術力の評価と競争参加資格の確認を開札後に行う制度を採用しており、これにより入札手続きにかかる事務負担の軽減と配置予定技術者の拘束日数の短縮を図る。

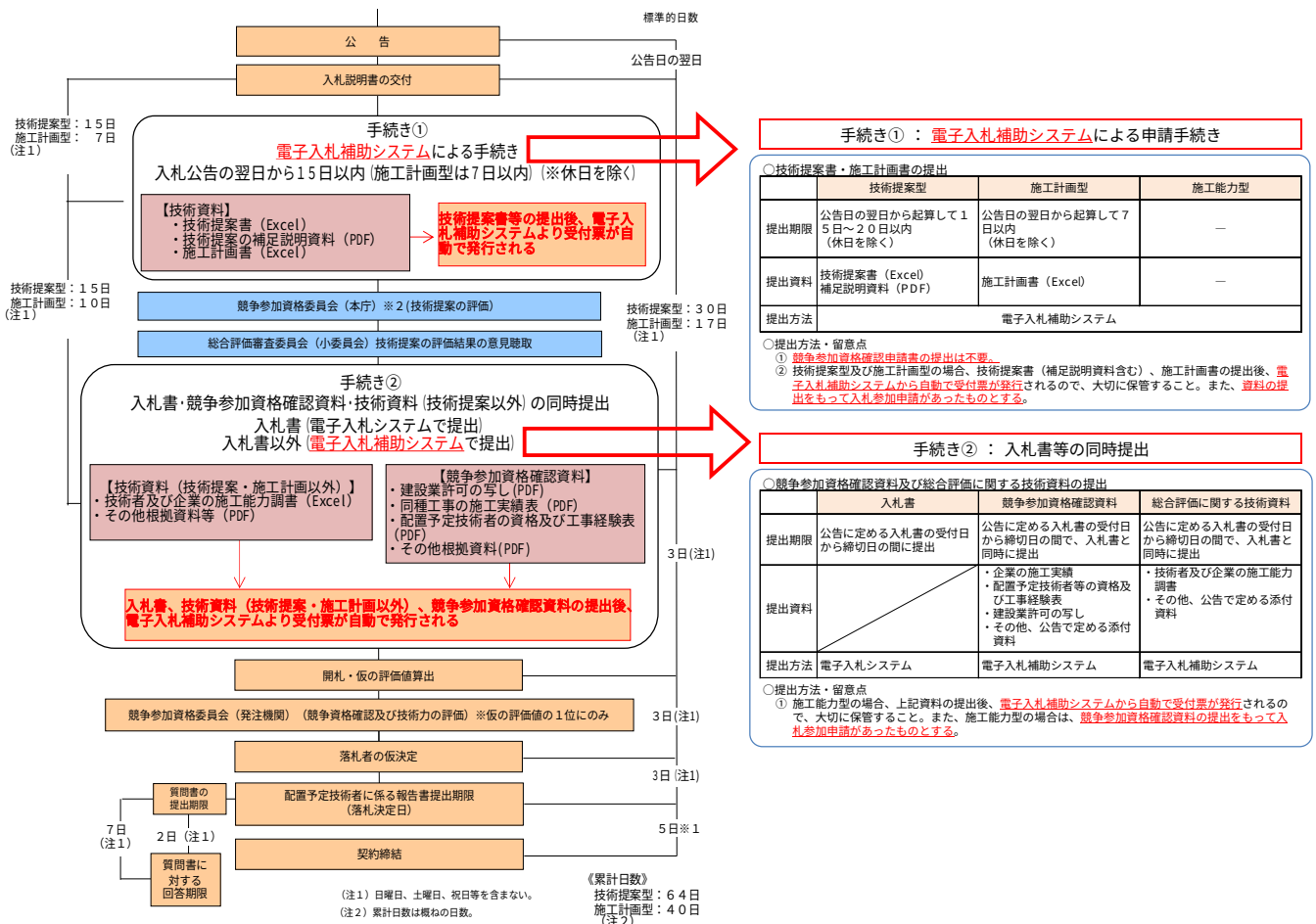
入札参加者が入札書と同時に提出する様式1号（技術者及び企業の施工能力調査書）の自己審査点と入札額によって仮の順位を決定する。仮の順位の高い者から競争参加資格と技術資料を審査し、順位に変動が無ければ落札者の仮決定を行い、他の順位の者の審査は行わない。

また、自己審査が過大評価となっている場合は適正な評価点に修正するが、過小評価となっている場合は評価点の修正は行わない。

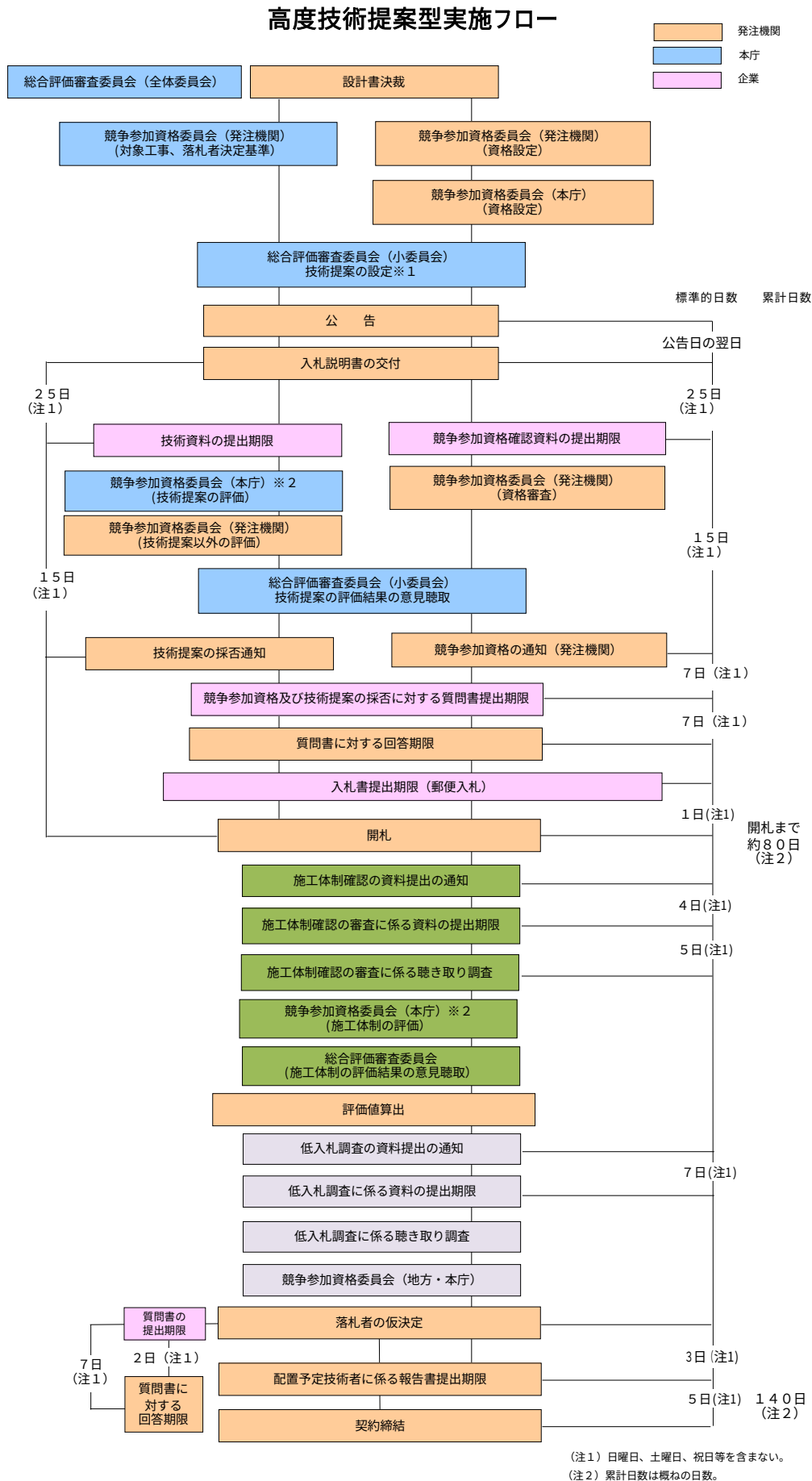
○ 高度技術提案型以外の手続きフロー及び競争参加資格・技術資料の提出方法

下図のとおり、競争参加資格確認資料及び技術資料は、**電子入札補助システム**により公告の定める期間内に提出すること。

《技術提案型・施工計画型の例》

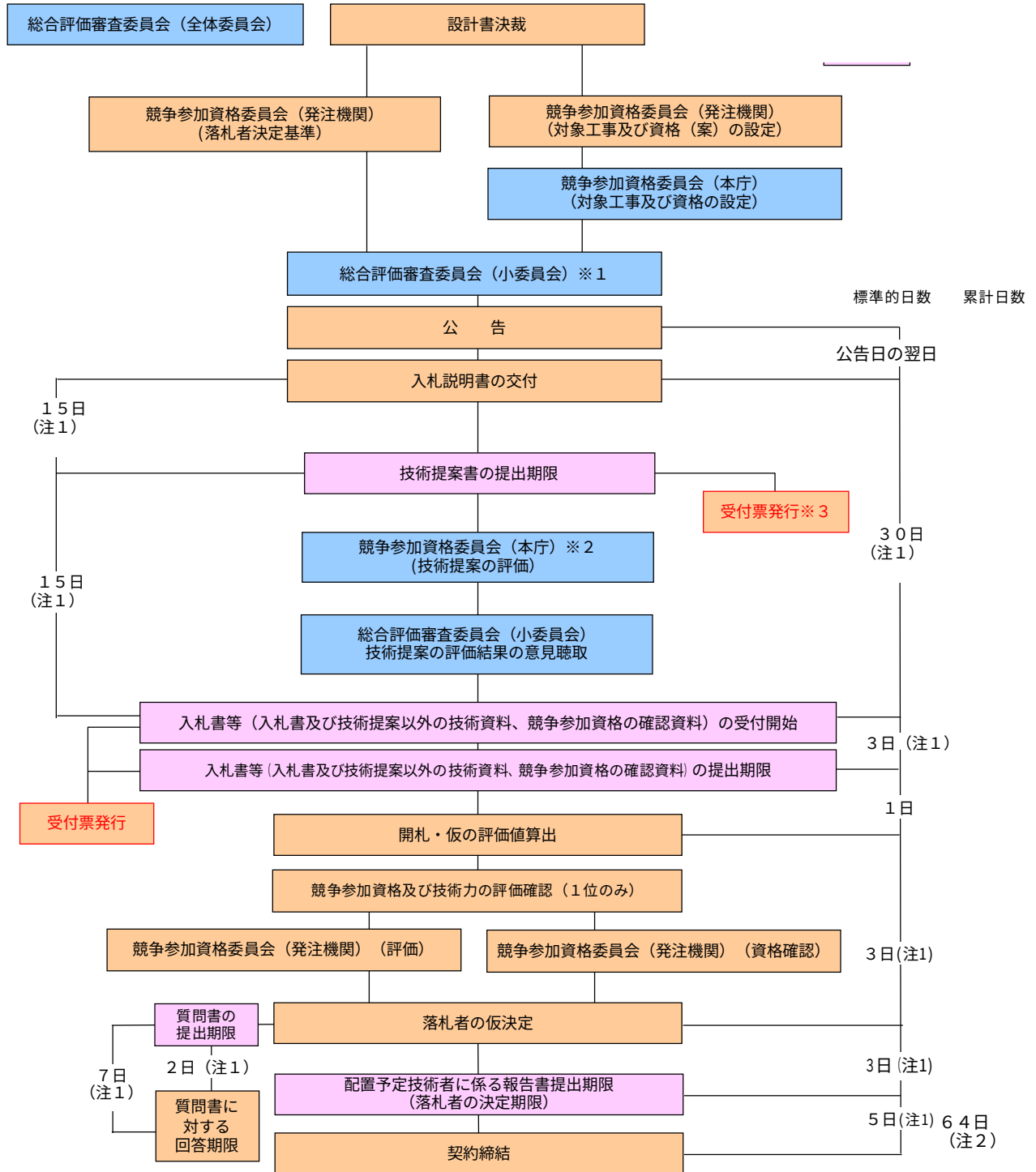


(2) 総合評価の型式別入札手続きフロー図



※1 全体委員会で意見聴取を行っていない配点を落札者決定基準に設定する場合は、配点に対する意見聴取を行う
 ※2 技術提案の評価が技術審査分科会に委ねられている場合、技術審査分科会で評価を行う

技術提案型実施フロー

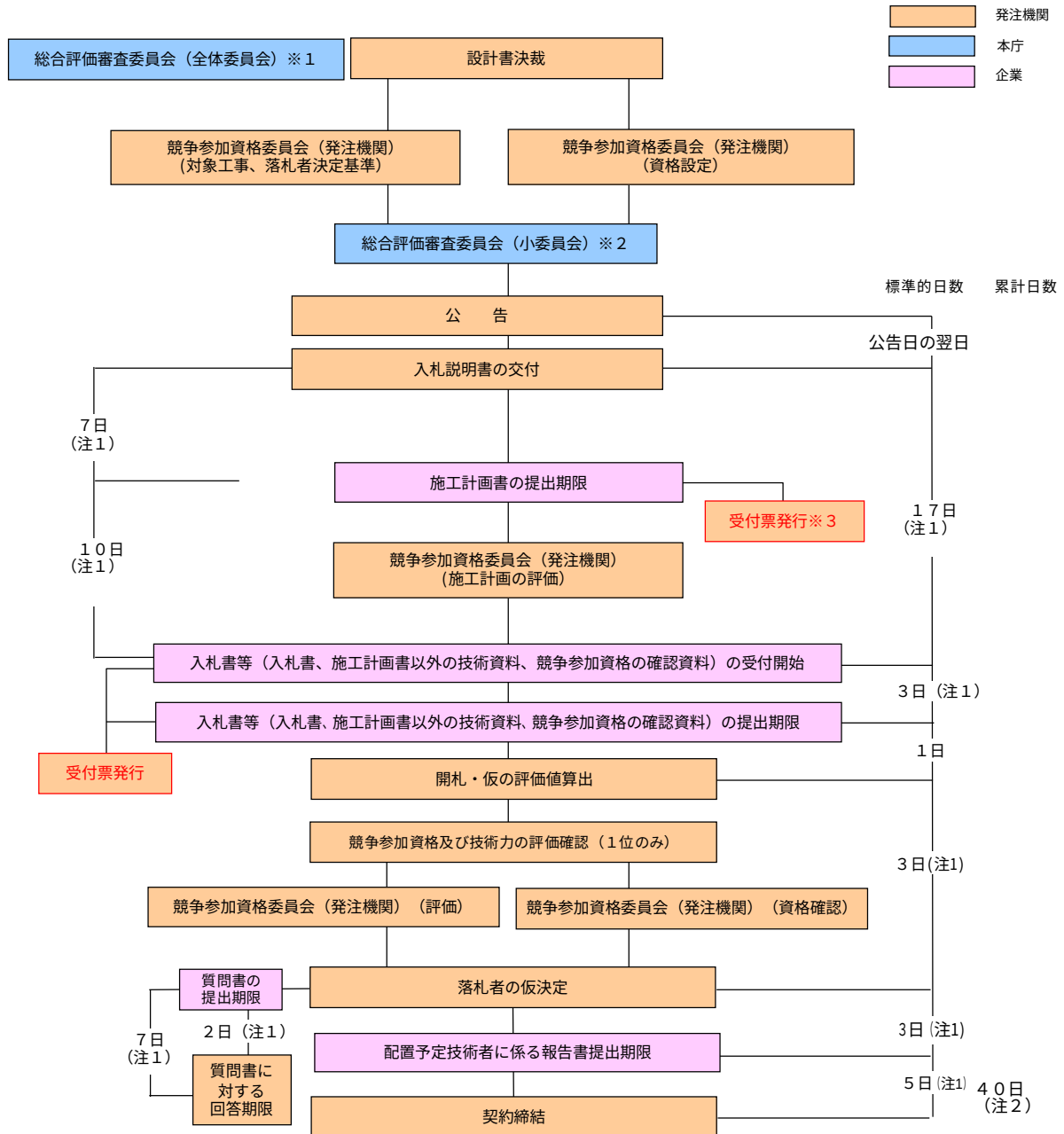


（注1）日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

（注2）累計日数は概ねの日数。

- ※1 全体委員会で意見聴取を行っていない配点を落札者決定基準に設定する場合は、配点に対する意見聴取を行う
- ※2 技術提案の評価が技術審査分科会に委ねられている場合、技術審査分科会で評価を行う
- ※3 技術提案書の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす。

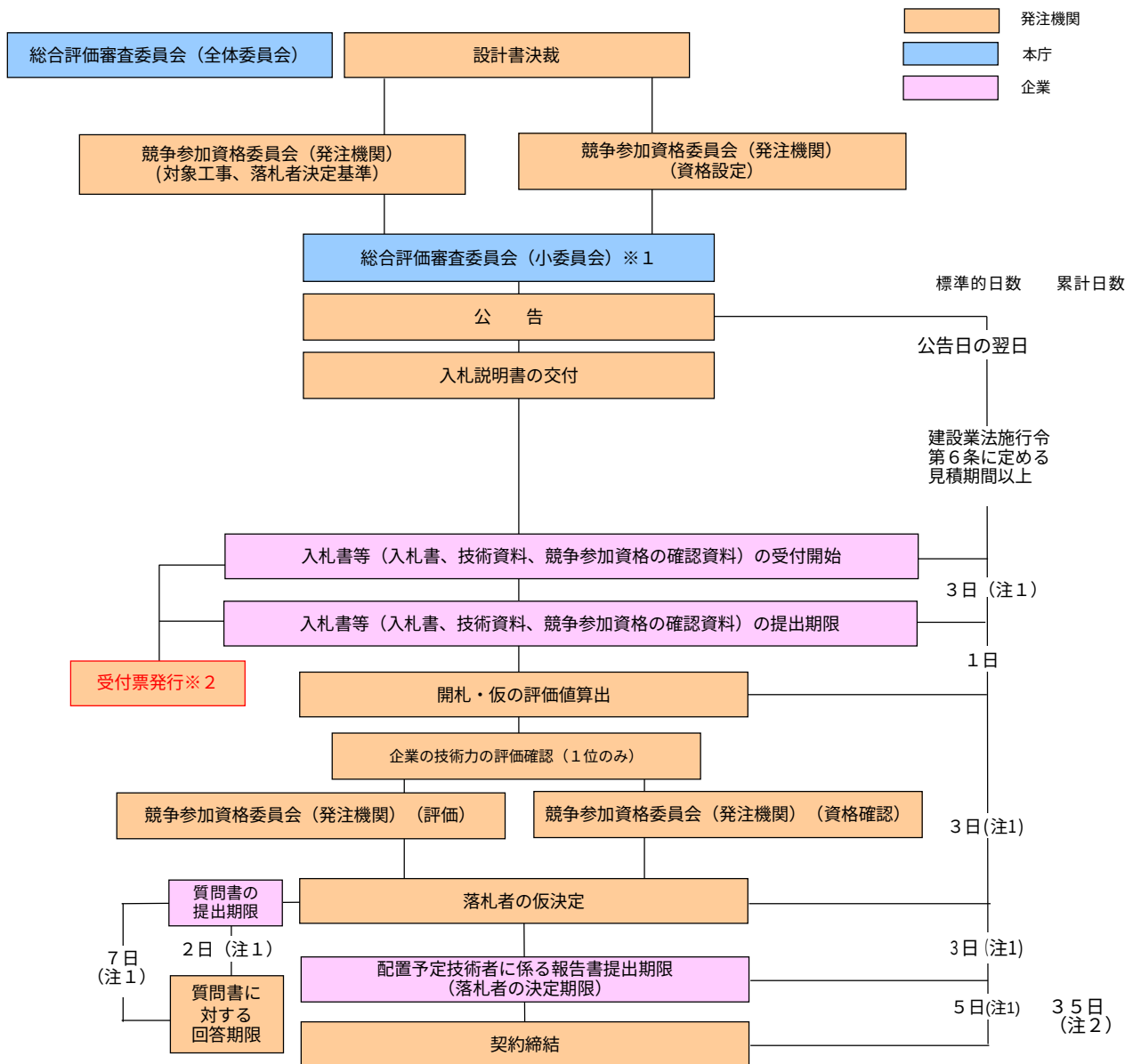
施工計画型実施フロー



（注1）日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
（注2）累計日数は概ねの日数。

- ※1 全体委員会で施工計画の意見聴取を行う。
- ※2 全体委員会で施工計画の意見聴取を行っていない場合に開催
- ※3 施工計画書の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす。

施工能力型実施フロー



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 累計日数は概ねの日数。

※1 全体委員会の開催前に公告する場合又は全体委員会で意見聴取を行っていない配点等で公告する場合に開催

※2 競争参加資格の確認資料の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす。

第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法

2-1 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「技術提案」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の施工能力」をもって入札に参加し、次のア～イの要件に該当する者のうち、「2-2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

ア 入札価格が予定価格範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

基準評価値＝（標準点／予定価格）×100,000,000

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに入札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが履行確実性評価価格を上回る範囲内で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とする場合がある。

《くじの方法について》

電子入札対象工事については、電子入札システムにより入札参加者に付与されたくじ番号を使用し、以下の方法で落札仮決定者を決定する。

①くじ対象者について初回時の設計図書ダウンロード日時により順位を付ける。

②次の計算式により「余り」を求める。

くじ対象者のくじ番号の合計／くじ対象者数 ＝ ○○余り△

③余り△に“1”を足した数が、①の提出順位と同じであるくじ対象者が落札仮決定者となる。

（くじ結果表）

	A社	B社	C社	
入札額	100,000,000	100,000,000	100,000,000	
加算点	9.55	9.55	9.55	
評価値	109.550	109.550	109.550	
初回時の設計図書ダウンロード日時	8/9	8/9	8/9	
	16:00	15:01	15:35	
くじ番号	552	63	968	
入札書提出順位	3	1	2	
落札者	落札者			

$$\begin{array}{r} 552 \quad +63 \quad +968 \\ \hline 3 \\ \hline 1583 \\ \hline 3 \\ \hline 527 \quad \text{余り} \quad 2 \end{array}$$

余り+1 = 2+1 = 3

仮決定者は初回時の設計図書ダウンロード順が3位の企業とする。

2-2 総合評価の方法（技術提案型、施工計画型、施工能力型）

評価値は、次の算出方法により算定する。

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

（1）技術提案型、施工計画型、施工能力型の評価値の算出式

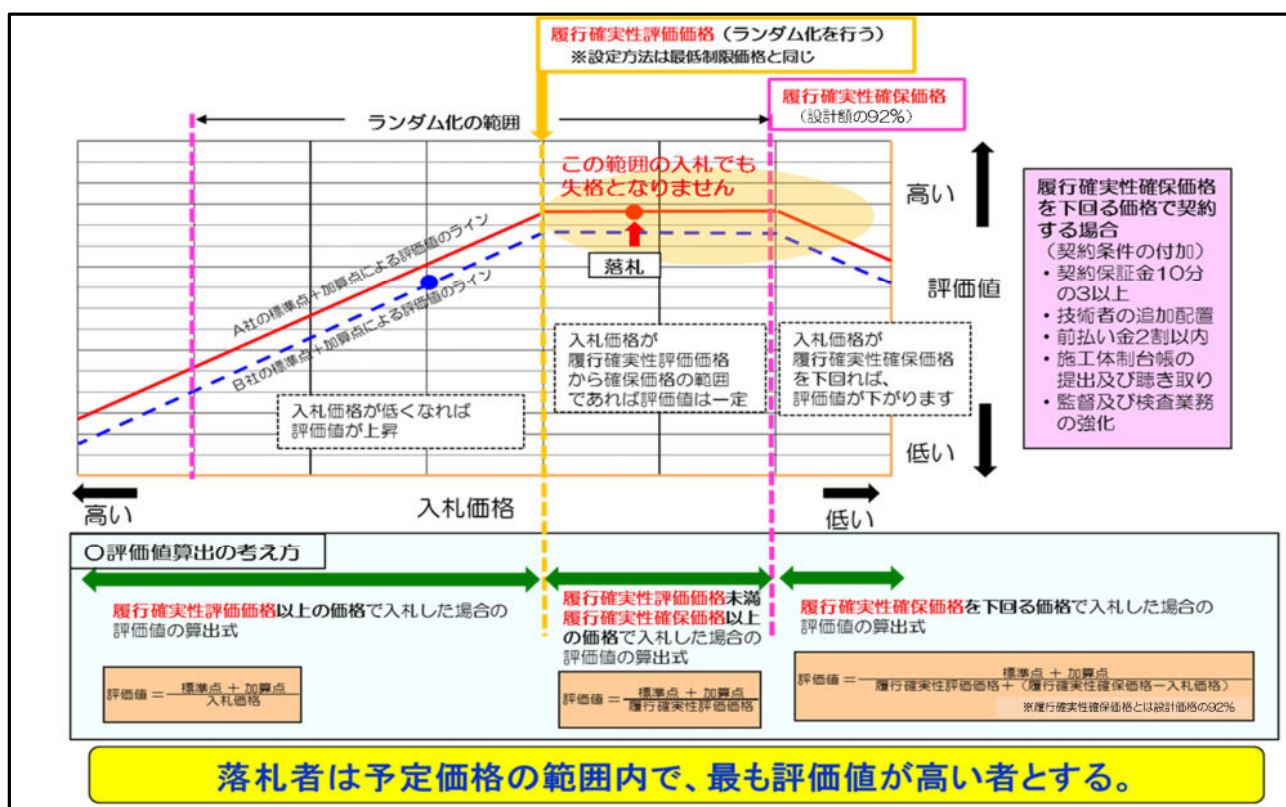
①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

評価値＝「（標準点＋加算点）／入札価格」×100,000,000

- ②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合
 評価値＝「(標準点＋加算点)／履行確実性評価価格」×100,000,000
- ③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合
 評価値＝「(標準点＋加算点)／(履行確実性評価価格＋(履行確実性確保価格－入札価格))」×100,000,000

- (2) 技術提案型、施工計画型、施工能力型の標準点及び加算点
 標準点は100点とし各総合評価の加算点は下表のとおり

総合評価の型式	加算点の満点
技術提案型	20点
施工計画1型	10点
施工能力1型	10点
施工能力2型	3.5点
施工能力3型	5点



2-3 総合評価の方法（高度技術提案型）

評価値は、次の算出方法により算定する。

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

- (1) 高度技術提案型の評価値の算定式

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

- (2) 高度技術提案型の標準点、加算点及び施工体制評価点

標準点は100点とし、加算点及び施工体制評価点は下表のとおり

加算点	施工体制評価点（30点）	
	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性
30点	15点	15点

2-4 加算点の評価方法

(1) 事前評価タイプ【高度技術提案型】

- ① 事前に入札書以外の資料（競争参加資格確認申請書、技術資料等）の提出を求め、開札前までに、競争参加資格の有無に関わらず、入札に参加しようとする者の競争参加資格及び技術資料の審査を行う。
- ② 技術資料等に記載された自己審査点は参考とし、技術資料等の記載内容及び添付資料で評価を行う。

(2) 事後評価タイプ【施工能力型】

- ① 入札参加者から入札書と同時に技術資料等の提出を求め、入札価格と技術資料における自己審査点から仮の評価値を算定し、もっとも高い者の評価を行う。
- ② 仮の評価値の最も高い者の技術資料等の記載内容及び添付資料により評価し、その結果評価値が最も高い者であると判断した場合は、他の者の評価は行わないものとする。
- ③ 各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。
 - ・ 自己審査点が技術資料等の審査結果より過大である場合は、技術資料等の評価点数を採用する。
 - ・ 自己審査点が技術資料等の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

(3) 事前事後混在タイプ【技術提案型、施工計画型】

- ① 入札に参加しようとする者から、事前に技術資料（技術提案及び施工計画）の提出を求め、開札前までに、技術資料（技術提案及び施工計画）の審査を行う。
- ② 入札参加者から入札書と同時に技術資料（技術提案及び施工計画以外）の提出を求め、自己審査点及び事前に審査した技術提案または施工計画の評価点の合計と入札価格で算出された仮の評価値においてもっとも高い者の評価を行う。
- ③ ②以降の審査については、「(2) 事後評価タイプ【施工能力型】 ②及び③」と同様に行う。

2-5 主な工事種別毎の配点及び評価項目

○令和6年度の配点及び評価項目における変更の概要

- ・ 技術提案型及び施工能力1型における電気工事及び電気通信工事について、「保守点検業務の受注実績」の評価を導入し、これに伴い「管内の施工実績」の配点を変更

(1) 高度技術提案型

工 事 種 別	評 価 項 目 及 び 配 点																							加 算 点 合 計					
	技 術 提 案 ①	技 術 提 案 ②	計	配置予定技術者		企 業 の 施 工 能 力																							
						企業の実績関係								作業船関係			地域要件					労 務 賃 金 の 支 払 い	下 請 け 次 数 の 取 組 み		従 業 員 数	計			
				技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 （ 優 秀 現 場 技 術 者 ）	技 術 者 の 資 格	計	企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績	施 工 実 績 件 数	工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	小 計	作 業 船 の 自 社 保 有 状 況	曳 船 の 自 社 保 有 状 況	小 計	工 事 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績						社 会 貢 献 活 動 A	社 会 貢 献 活 動 B	小 計
陸上工事・海上工事	10	10	20	5										5										0				5	30

(2) 技術提案型

評価項目 工事種別	技 術 提 案	計	配置予定技術者の能力						企業の施工能力																						加 算 点 合 計			
			技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 （優 秀 現 場 技 術 者 ）	技 術 者 の 資 格	技 術 者 の 資 格 B	計	企業の実績関係										作業船関係		地域精進度・地域貢献度								従 業 員 数	適 切 な 下 請 契 約		小 計	計	
									企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S ／ 建 築 C P D	基 幹 技 術 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	特 定 工 事 の 受 注 実 績	鋼 橋 補 修 工 事 の 受 注 実 績	保 守 点 検 査 の 受 注 実 績	小 計						
土木一式工事 [陸上工事]	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5		6	1.6	0.7	0.7	0.3	0.9	0.5	0.2		4.9				1.2	0.6	0.5	0.2	0.6				3.1	0.2	1.8	2.0	1.0	2.0
土木一式工事 [海上工事]	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5		6	1.6	0.7	0.7	0.3	0.9	0.5	0.2		4.9	1.4	0.6	2	0.5	0.3	0.2	0.1				1.1	0.2	1.8	2.0	1.0	2.0	
解体工事	4	4	1.2	1.8	0.6	1.2	1.2	6	1.9	0.8	0.8	0.3		0.5	0.2	0.4	4.9				1.2	1.2	0.5	0.2				3.1	0.2	1.8	2.0	1.0	2.0	
PC上部工事	4	4	1.2	1.8	0.6	1.2	1.2	6	2.1	0.9	0.9	0.3		0.5	0.2		4.9				1.2	1.2	0.5	0.2				3.1	0.2	1.8	2.0	1.0	2.0	
鋼橋上部工事	4	4	1.2	1.8	0.6	1.2	1.2	6	3.1	1.4	1.4	0.4		0.8	0.3		7.4				0.3				0.3			0.6		2.0	2.0	1.0	2.0	
建築一式工事	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5		6	2.1	0.7	0.7	0.3		0.5	0.6		4.9				1.2	1.2	0.5	0.2				3.1	0.2	1.8	2.0	1.0	2.0	
電気・電気通信	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5		6	2.1	0.9	0.9	0.3		0.5	0.2		4.9				1.2	0.8	0.5	0.2			0.4	3.1	0.2	1.8	2.0	1.0	2.0	
管工事	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5		6	2.1	0.9	0.9	0.3		0.5	0.2		4.9				1.2	1.2	0.5	0.2				3.1	0.2	1.8	2.0	1.0	2.0	

(3) 施工計画1型

評価項目・ 工事種別	施 工 計 画	配置予定技術者の能力					企業の施工能力																						加 算 点 合 計								
		技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 （優秀 現場技 術者）	技 術 者 の 資 格	技 術 者 の 資 格 B	計	企業の実績関係								作業船関係		作業船関係		地域精進度・地域貢献度								従 業 員 数		適 切 な 下 請 契 約	小 計	計					
								企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	建 築 C P D	基 幹 技 術 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	作 業 船 の 自 社 保 有 状 況	曳 船 の 自 社 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	小 計										
建築一式工事	2	0.7	1.2	0.4	0.7		3	1.0	0.4	0.4	0.1		0.3	0.2		2.4												0.6	0.6	0.2	0.1	1.5	0.1	1.0	1.1	5.0	10.0

(4) 施工能力1型

評価項目 ・ 工事種別	配置予定技術者の能力					企業の施工能力																							加 算 点 合 計		
	技 術 者 の 施 工 実 績	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	表 彰 （優 秀 現 場 技 術 者）	技 術 者 の 資 格	技 術 者 の 資 格 B	計	企業の実績関係								作業船関係			地域精進度・地域貢献度								従 業 員 数	適 切 な 下 請 契 約	小 計		計	
							企 業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定	施 工 実 績 件 数	優 秀 工 事 表 彰	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	特 定 工 事 の 受 注 実 績	鋼 構 補 修 工 事 の 受 注 実 績	保 守 点 検 修 務 の 受 注 実 績						小 計
土木一式工事 [陸上工事]	0.7	1.2	0.4	0.7		3	0.9	0.4	0.4	0.2	0.6	0.3	0.1		2.9				1.2	0.5	0.5	0.2	0.6			3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
土木一式工事 [海上工事]	0.7	1.2	0.4	0.7		3	0.9	0.4	0.4	0.2	0.5	0.3	0.1		2.8	1.1	0.5	1.6	0.6	0.5	0.3	0.1				1.5	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
とび・土工・コンクリート工事 (吹付)	0.7	1.2	0.4	0.7		3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
とび・土工・コンクリート工事 (地すべり対策工事)	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1.1	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1	0.2	2.9				1.9	0.8	0.3					3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
舗装工事	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
解体工事	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1.1	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1	0.2	2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
PC工事（PCタンク）	0.7	1.2	0.4	0.7		3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
PC工事（PC上部工）	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
鋼構造物工事	0.7	1.2	0.4	0.7		3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
鋼構造物工事（浮桟橋製作）	1.2	0.6	0.2	1.0		3	3.4	0.4	0.4	0.2	0.6		1.0		6											0.0		1.0	1.0	7.0	10.0
鋼構造物工事 (浮桟橋製作※鋼製のみ)	1.2	0.6	0.2	1.0		3	4.4	0.5	0.5	0.3	0.8				6.5											0.0		0.5	0.5	7.0	10.0
鋼構造物工事（鋼橋上部工）	0.6	0.9	0.3	0.6	0.6	3	2.5	0.9	0.9	0.4		0.5	0.2		5.4				0.3				0.3			0.6		1.0	1.0	7.0	10.0
塗装工事	0.7	1.2	0.4	0.7		3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
しゅんせつ工事	0.7	1.2	0.4	0.7		3	0.9	0.4	0.4	0.2	0.5	0.3	0.1		2.8	1.1	0.5	1.6	0.6	0.5	0.3	0.1				1.5	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
機械器具設置工事	1.5			1.5		3	7								7											0.0			0.0	7.0	10.0
電気工事・電気通信工事	0.7	1.2	0.4	0.7		3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	0.8	0.5	0.2			0.3	3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0
管工事	0.7	1.2	0.4	0.7		3	1.3	0.5	0.5	0.2		0.3	0.1		2.9				1.2	1.1	0.5	0.2				3.0	0.1	1.0	1.1	7.0	10.0

(5) 施工能力2型

評価項目 ・ 工事種別	配置予定技術者の能力				企業の施工能力																		加 算 点 合 計
	技 術 者 の 工 事 成 績 評 定	技 術 者 の 資 格	技 術 者 の 資 格 B	計							作業船関係			地域精通度・地域貢献度						適 切 な 下 請 契 約	小 計		
					工 事 成 績 評 定	年 間 受 注 高 の 状 況	C P D S	基 幹 技 能 者 の 配 置	専 門 技 術 者 の 雇 用 状 況	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	管 内 の 施 工 実 績	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 B	特 定 工 事 の 受 注 実 績	小 計				
土木一式工事【陸上工事】	—	—		0	0.4	0.6	0.3	0.1		1.4				0.7		0.3	0.2	0.3	1.5	0.6	0.6	3.5	3.5
土木一式工事【海上工事】	—	—		0	0.4	0.6	0.3	0.1		1.4	0.6	0.3	0.9	0.3		0.2	0.1		0.6	0.6	0.6	3.5	3.5
とび・土工・コンクリート工事 (吹付)	—	—		0	0.6	0.4	0.3	0.1		1.4				0.9		0.4	0.2		1.5	0.6	0.6	3.5	3.5
とび・土工・コンクリート工事 (地すべり対策工事)	—	—	—	0	0.5	0.4	0.2	0.1	0.2	1.4				—	0.7	0.5	0.3		1.5	0.6	0.6	3.5	3.5
舗装工事	—	—	—	0	0.6	0.4	0.3	0.1		1.4				0.9		0.4	0.2		1.5	0.6	0.6	3.5	3.5

(6) 施工能力3型

評価項目 ・ 工事種別	配置予定技術者の能力				企業の施工能力											加 算 点 合 計	
		技 術 者 の 年 齢 ・ 性 別	技 術 者 の 資 格	計				作業船関係			地域精進度 ・地域貢献度			適 切 な 下 請 契 約	小 計		計
					工 事 成 績 評 定	年 間 受 注 高 の 状 況	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工 事 の 実 施 体 制 拠 点	社 会 貢 献 活 動 の 実 績 A	小 計				
土木一式工事〔陸上工事〕		1	0.5	1.5	0.4	0.5	0.9				1.1	0.5	1.6	1.0	1.0	3.5	5.0
土木一式工事〔海上工事〕		1	0.5	1.5	0.4	0.5	0.9	0.7	0.4	1.1	0.5	0.2	0.7	0.8	0.8	3.5	5.0
とび・土工・コンクリート工事（吹付）		1	0.5	1.5	0.9		0.9				1.1	0.5	1.6	1.0	1.0	3.5	5.0
舗装工事		1	0.5	1.5	0.9		0.9				1.1	0.5	1.6	1.0	1.0	3.5	5.0

2-6 評価項目の評価内容について

(1) 技術提案の評価

・企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、発注者が工事内容、現場条件等を勘案して良（加点）・普通（加点無し）・不採用（×）の3段階で評価する。

【評価基準】

	高度技術提案型		技術提案型
	技術提案①	技術提案②	
8提案（良とした提案数）	10	10	4
7提案（良とした提案数）	8.75	8.75	3.5
6提案（良とした提案数）	7.5	7.5	3
5提案（良とした提案数）	6.25	6.25	2.5
4提案（良とした提案数）	5	5	2
3提案（良とした提案数）	3.75	3.75	1.5
2提案（良とした提案数）	2.5	2.5	1
1提案（良とした提案数）	1.25	1.25	0.5
良とした提案なし	0	0	0

①良（加点）の内容

- 1) 標準より優れた手法
- 2) 工事の品質向上が見込め、その効果が大きいもの
- 3) 具体的に明確な記載による提案

②普通（加点なし）の内容※（ ）書きは判断理由

- 1) 標準と同等の手法（通常の対策）
- 2) 品質向上の効果が小さい、又は標準的手法と同程度（効果小）
- 3) 手法、効果の記載が不足（手法不明又は効果不明）
- 4) 提案内容が不明確で、良否の判断ができないもの（手法詳細不明）
- 5) 提案内容が評価内容に合致しないもの（着目点不可）
- 6) 提案内容の着目点と手法又は効果が合致しないもの（着目点・手法・効果の相違）
- 7) 提案内容が関係機関等との協議が必要と思われるもの（協議提案）

③不採用（実施不可）の内容

- 1) 標準より明らかに劣る手法
- 2) 不適切な手法
- 3) 不安全な手法等
- 4) 品質低下や環境悪化などの効果が不適切となるおそれがあるもの
- 5) 設計仕様より劣ることが明白なもの

・落札者決定に反映された技術提案が履行できなかった場合においては、工事成績評価の減点対象とする。

- ・技術資料は総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。
- ・技術提案に係る評価項目は以下の4項目から1項目とし、選択された評価項目に対する評価内容を設定する。また、着目点は評価内容に対して設定する。
 - ①工程に関する事項
 - ②材料の品質に関する事項
 - ③現場周辺に配慮する事項
 - ④施工上配慮すべき事項
- ・技術提案の作成は以下に留意すること。
 - ①技術提案は着目点ごとに「具体的な技術提案」を記載すること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、必要に応じ、具体的な対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等が適切に記載されていること。(対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等は手法として記載すること。また、効果の数値等は具体的に記載すること。ただし、効果を具体的に示すことが困難なものはこの限りではない。)
 - ②技術提案の手法に対する「通常の手法」を記載すること。通常の手法は、技術提案の手法との差異が明確となるように記載すること。ただし、通常の手法が無いなど記載が困難である場合は、「特に無し」などと記載すること。なお、通常の手法は評価の参考とするものであり、その内容が評価に影響するものではない。
 - ③発注者の設定した2着目点には技術提案を必ずひとつ以上記載し、合計4提案以上提案すること。また、入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとするが、提案数は合計4提案を上限とする。
 - ④着目点は「技術提案」の目的を表す内容とすること。
 - ⑤技術提案型は1つの項目につき8提案までとする。(高度技術提案型は2つの項目であるため16提案まで)
 - ⑥提案は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み **800字以内**で記載すること。ただし、**通常の手法**及び着目点欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。
 - ⑦補足説明資料(図、表等)を1枚提出すること。提出が確認できない場合は、入札無効となるため注意すること。(様式は技術申請様式2-5号とし、A4サイズのPDFに変換しものを提出すること。使用材料の効果を示す資料等、技術提案を補足するための図表等を原則記載すること。作成にあたっては、下記作成例を確認すること)
 - ⑧発注者が評価内容を設定するに至った理由及び提案を求めない事項等の留意事項について入札公告に明記するため、記載内容を十分に理解した上で、技術提案を記述すること。

《技術提案書の記入要領》

技術申請様式2-1号：技術提案書①

工 事 名		
商号または名称		
評価項目		
具体的な技術提案		
技術提案1	着目点	着目点1
	通常の手法	
	提案の手法	
	提案の効果	
	着目点	着目点2
技術提案8	着目点	その他2
	通常の対策	
	提案の手法	
	提案の効果	

通常の手法を記入

技術提案を記述する着目点を選択する

・着目点の選択数の自動カウント表
 ・発注者が設定する着目点に対する提案数が合計4提案以上であるか確認

着目点に対する提案数チェック

着目点1	2	適
着目点2	3	
その他1	2	適
その他2	1	

※発注者の設定する着目点に対し合計4提案以上であれば“適”
 ※発注者の設定する着目点に対し合計4提案未満であれば“不適”
 ※入札参加者の設定する着目点に対し合計4提案以下であれば“適”
 ※入札参加者の設定する着目点に対し合計4提案より多ければ“不適”

文字数 0

《補足説明資料の作成例（参考）》

技術申請様式 2-5 号：補足説明資料

工 事 名 称	
商 号 また は 名 称	

「技術申請様式 2-5 号：補足説明資料」、「工事名称」、「企業名等」は必ず記載すること。

技術提案 1	技術提案 2
技術提案 3	技術提案 4

記載省略

記載を省略する場合は、「記載省略」などと記載すること

- 掲載している様式は作成例であり、レイアウトは自由とする。
- 図表等を示し、技術提案書の記述内容を補足し、提案の効果等が明確となるように工夫すること。
- 補足説明の余地がない場合は、記載は不要であり、記載省略されている技術提案は、技術提案書の記述内容で評価する。
- A4 版の PDF に変換したデータを提出すること。

〈参考〉0 点（普通）評価

標準的な提案、または効果が小さい提案、技術の普及により標準的となった提案など

工程	評価しない提案内容	備考（理由）
共通	共通（コンクリート工） 単位水量の測定	施工管理基準（品-4）（基準以上の設定は効果が小さい。）
	共通（コンクリート工） コンクリート打設時間の短縮	共通仕様書（5-6-4）（基準以上の設定は効果が小さい。）
	共通（コンクリート工） コンクリート打設時の再振動	
	共通（コンクリート工） コンクリート技師及びコンクリート主任技師の配置	通常（コンクリート製造段階において配置しなければならない）
	共通（コンクリート工） 差筋への防錆対策	効果小（強度に影響がないため）
	共通（コンクリート工） 鉄筋への防錆対策（防錆材の塗布）	効果小（コンクリート打設後に発錆及び錆が進行することがないため）
	共通（コンクリート工） 養生期間の延長	基準以上の養生期間の確保は効果が小さい
	共通（コンクリート工） コンクリートの締固めに用いる内部振動機の機種及び作業に関する提案	通常の内部振動機では施工が困難な場合を除く
	共通（コンクリート工） コンクリート表面気泡除去機材（ピカコン）の使用	通常（一般的に使用）
	共通（コンクリート工） コンクリートの材料、水和材、配合に関する提案	過度な品質・性能を実現するために高価な材料の使用に繋がる恐れがあるため
	共通（コンクリート工） ガラス繊維ネットの設置（ハイバーネットなど）	技術の熟知度が高く、活用例が多い技術と判断するため
	共通（環境） 掘削作業中の散水作業（機械散水含む）	
	共通（環境） 環境対策型の型枠剥離材	通常（一般的に使用）
	共通（環境） 仮設道路・仮設ヤード等における仮舗装及び敷き鉄板等の覆工の設置	必要に応じて設計計上するべき事項であるため
	共通（安全管理） 通信機器による現場連絡体制の確保	通常（一般的に使用）
	共通（安全管理） 関係者への定期的な工事内容の周知	通常（一般的な手法）
	共通（安全管理） 電光掲示板（LEDを含む。）の設置	通常（一般的に使用）
	共通（安全管理） 交通誘導警備員の追加配置	関係機関等との協議により、必要に応じて設計計上するべき事項であるため
	共通（品質管理） 吊具による製品の損傷防止	通常（製品を移動させる際に傷まないようにするのは受注者の責務）
	共通（品質管理） 機器による測定の評価	機器の機能と現場での使用目的が合致しない場合は評価しない
陸上工事	建築 コンクリート養生期間中の作業中止期間の延長	公共建築工事標準仕様書（6.7.3）（仕様以上の作業中止期間の延長は効果が小さい。）
	建築 星形スパーサーの使用	通常（一般的に使用）
	土木・建築 ノロ止めテープの使用	
	安全管理 電光掲示板（LEDを含む。）の設置	通常（一般的に使用）
	安全管理 誘導員の追加配置	通常（自社の安全管理として必要とする場合（ダンブトラック出入口など）の配置は評価しない）
	安全管理 自動音声装置の設置	通常（自社の安全管理として必要とする場合（ダンブトラック出入口など）の配置は評価しない）
	安全管理 過度な安全管理施設等の設置（チェンブライト等）	必要以上の対策と判断される安全管理施設等は評価しない
海上工事	共通 気象・海象情報の入手	
	共通 作業中止基準以上の設定	共通仕様書（1-1-44）（基準以上の設定は効果が小さい。）
	安全管理 赤旗、楳竹、フイ、灯浮標を使用した作業区域の明示	
	安全管理 トランシーバー・衛星電話・携帯・無線連絡システムを活用した現場連絡体制の確保	通常
	安全管理 定期船の出入港前後の作業中止	通常（定期船への配慮は事前協議で決定）
	安全管理 作業船係留常設アンカーの設置	通常（一般的な手法）
	安全管理 監視員の配置	海上工事において陸上からの監視員は評価しない
	安全管理 安全監視船の追加配置	関係機関等との協議により、必要に応じて設計計上するべき事項であるため。
	基礎工・その他 GPS等による位置出し作業	
	基礎工（地盤改良） 施工途中における施工機械のキャリブレーションの実施	

(2) 施工計画の評価

- 発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対し、公告文にある現場条件を踏まえ記載するもので、着手前に監督職員に提出する施工計画書に記載する内容程度の理解度があれば評価する。
- 工事内容、現場条件等を勘案して適切（加点）・適切でない（0点）の2段階で評価する。
- 「重点的に配慮すべき事項」は、当該工事において特に配慮すべき点について、以下の6項目から1項目を発注者が選択し、公告文に記載する。
 - ①安全管理について
 - ②施工方法について
 - ③施工管理計画について
 - ④交通管理について
 - ⑤工程管理について
 - ⑥その他（※別途内容を記載）
- 施工計画の作成は以下に留意すること
 - 1) 設定した「重点的に配慮すべき事項」に対し、具体的な施工計画を必ず記載すること。
 - 2) 具体的な施工計画は現場条件を踏まえて記載すること。具体的とは、必要に応じ、施工箇所、使用材料、期間、規模（延長等）、効果等が適切に記載されていること。
 - 3) 施工計画は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み 400字以内で記載すること。ただし、現場条件欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。

(3) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者を2名申請する場合は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。

(3-1) 配置予定技術者の施工実績

公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成21年度（2009年度））から公告日までに完成した公共工事を対象とする。

【一般的な評価方法】

- 入札公告で示した同種工事・類似工事の実績を評価する。
- 実績対象技術者（その他要件は19ページに記載）

- ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者
- ・元請又は代表構成員の現場代理人
- ・その他構成員の主任（監理）技術者

※主任（監理）技術者とは、工事を包括的に監理した主たる技術者のことであり、「(ア) 契約時に発注機関へ現場代理人等決定通知書で届け出た技術者」又は「(イ) やむを得ない理由で(ア)の技術者からの途中交代を行った技術者」をいう。以降、同注釈省略。

【評価の基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋	鋼橋上部	塗装	しゅんせつ	機械器具	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテンボステン										
同種工事の実績有り	0.7			0.6		0.7	0.6	0.7	1.2	0.6	0.7		1.5		0.7		0.7
類似工事の実績有り	0.35			0.3		0.35	0.3	0.35	0.6	0.3	0.35		0.75		0.35		0.35
無し	0			0		0	0	0	0	0	0		0		0		0

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

- 《解体工事、建築一式工事、電気工事、管工事、電気通信工事の評価について》
上記の一般的な評価方法の他に対象期間内に完成した民間工事も評価の対象とする。

【添付資料】

- ・コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの。

(3-2) 配置予定技術者の工事成績評価

- ・公告日の属する年度の直前5ヵ年度（令和元年度（2019年度））から公告日までに完成した公共工事で、配置予定技術者が従事した当該工事と同一工事業種の工事成績評価の最高点とする。
- ・入札公告で示した発注機関の工事成績評価とする。（長崎県発注の工事成績評価は、「長崎県建設工事執行規則の施行について」（令和5年3月22日4建企第540号）に基づくものとする。）
- ・工事完成確認書の通知日が対象期間の範囲内にあるものとする。

【一般的な評価方法】

- 工事成績評価の最高点を評価する。
- 実績対象技術者（その他要件は19ページに記載）
 - ・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者
 - ・元請又は代表構成員の現場代理人
 - ・その他構成員の主任（監理）技術者

【評価の基準：一般的な評価】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテン								
80点以上	1.2			0.9		1.2	0.9	1.2	0.6						1.2
78点以上80点未満	0.9			0.68		0.9	0.68	0.9	0.45						0.9
76点以上78点未満	0.6			0.45		0.6	0.45	0.6	0.3						0.6
74点以上76点未満	0.3			0.23		0.3	0.23	0.3	0.15						0.3
74点未満	0			0		0	0	0	0						0

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

○《P C工事（P C上部工事（プレテン）、P Cタンク工事）の評価方法》

- ・土木一式工事のうち「P C工事」の工事成績評価で評価する。

○《P C上部工事（ポステン単体、プレテン・ポステン共同企業体）の評価方法》

- ・土木一式工事のうち「P C工事」の工事成績評価で評価する。
- ・九州地方整備局が発注したP C上部工事の成績評価も評価の対象とする。
- ・長崎県又は九州地方整備局のどちらか一方の工事成績評価とする。

○《鋼橋上部工事の評価方法》

- ・鋼構造物工事のうち「鋼橋上部工事」の工事成績評価で評価する。
- ・国土交通省（8地方整備局、北海道開発局）及び内閣府沖縄総合事務局が発注した鋼橋上部工事の成績評価も評価の対象とする。
- ・長崎県、国土交通省（8地方整備局、北海道開発局）又は内閣府沖縄総合事務局のうちいずれか一つの工事成績評価とする。

○《しゅんせつ工事の評価方法について》

- ・競争参加資格要件を「しゅんせつ工事」で満たす場合は「しゅんせつ工事」の工事成績評価で評価する。
- ・競争参加資格要件を「土木一式工事」で満たす場合は「土木一式工事」の工事成績評価で評価する。
- ・競争参加資格要件を「しゅんせつ工事」及び「土木一式工事」のどちらも満たす場合は「しゅんせつ工事」又は「土木一式工事」のどちらかで評価する

○《工場製作を伴う浮桟橋又は浮防波堤工事（新設に限る）の評価方法について》

- ・鋼構造物工事のうち「工場製作を伴う浮桟橋又は浮防波堤工事（新設に限る）」の工事成績評価で評価する。

○《解体工事の評価方法について》

- ・建築一式工事又は解体工事の工事成績評価で評価する。

【評価の基準：国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の実績を評価する場合の評価】

※施工能力1型の例

P C 上部工事		鋼橋上部工事	
80 (80.4) 点以上	0.9	80 (77.4) 点以上	0.9
78 (78.4) 点以上 80 (80.4) 点未満	0.68	78 (75.4) 点以上 80 (77.4) 点未満	0.68
76 (76.3) 点以上 78 (78.4) 点未満	0.45	76 (73.5) 点以上 78 (75.4) 点未満	0.45
74 (74.3) 点以上 76 (76.3) 点未満	0.23	74 (71.6) 点以上 76 (73.5) 点未満	0.23
74 (74.3) 点未満	0	74 (71.6) 点未満	0

※ () 書きは国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の実績を評価する際の工事成績評定点

(3-1) 配置予定技術者の施工実績及び (3-2) 配置予定技術者の工事成績評定における技術者の条件

- ① 現場代理人の従事期間の条件は、対象工事の最終工期の1/2より長いものに限る。(工場製作と現場施工の技術者が異なる場合は、現場施工に係る工期の1/2より長いものに限る)
- ② 現場代理人としての実績は、工事の始期日以前に監理技術者又は主任技術者になり得る国家資格(建設業法第7条第2号)を取得し従事した工事に限る。
- ③ その他構成員の主任(監理)技術者が従事した工事の実績として、以下に該当するものは評価の対象外とする。

トンネル工事、橋梁上部工事(PC橋、鋼橋)、ダム工事、海上工事

【添付資料】

- ・工事成績評定通知書の写し、工事完成確認書の写し及びコリンズの写し等の該当工事名・発注機関・技術者名・工事の業種を確認できるもの

(3-3) 表彰(優秀現場技術者)

公告日の属する年度の直前10ヵ年度(平成26年度(2014年度))から公告日までに受賞し、以下に該当するものとする。

【一般的な評価方法】

入札公告で示した技術者が受賞した以下の表彰実績の有無を評価する。

- ・長崎県の優秀現場技術者表彰受賞者(知事表彰・機関長表彰)
- ・長崎県の優秀工事表彰(下請表彰を除く。)
- ・優秀工事表彰の対象となる工事において、元請、共同企業体の代表構成員、又はその他構成員の主任(監理)技術者として従事した実績を評価する。なお、技術者が途中交代を行っている場合は、従事期間に係わらず、表彰を受けた技術者を評価する。ただし、その他構成員の主任(監理)技術者として従事した実績は、従事期間が最終工期の1/2より長いものに限る。
- ・優秀若手建設技術者表彰は評価の対象にならない。
- ・営繕課長(旧建築課)、漁港漁場課長、水環境対策課長・自然環境課長(2課連名)、石木ダム建設事務所長、県警察本部装備施設課長の表彰は機関長表彰とする。

【評価の基準】※施工能力1型(施工計画1型)の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋	鋼橋上部	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテンポステン									
知事表彰	0.4			0.3		0.4	0.3	0.4	0.2	0.3			0.4			
機関長表彰	0.2			0.15		0.2	0.15	0.2	0.1	0.15			0.2			
表彰なし	0			0		0	0	0	0	0			0			

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

- 《**PC上部工事（ポステン単体、プレテン・ポステン共同企業体）**の評価対象について》
一般的な評価方法に示す表彰に加え以下の表彰を対象に加える。
 - ・優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）
 - ・九州地方整備局国土交通行政功労表彰における優秀現場代理人表彰、主任（監理）技術者表彰（各事務所長表彰を含む）
 - ・優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）及び九州地方整備局国土交通行政功労局長表彰は、一般的な評価方法における知事表彰と同等で評価する。
 - ・九州地方整備局国土交通行政功労事務所長表彰は、一般的な評価方法における機関長表彰と同等で評価する。
- 《**鋼橋上部工の評価対象について**》
一般的な評価方法に示す表彰に加え以下の表彰を対象に加える。
 - ・優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）
 - ・国土交通省（8地方整備局、北海道開発局）又は内閣府沖縄総合事務局の国土交通行政功労表彰等における優秀現場代理人表彰、主任（監理）技術者表彰、優秀建設技術者（工事）表彰等
 - ・優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の局長表彰は、一般的な評価方法における知事表彰と同等で評価する。
 - ・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の事務所長表彰は、一般的な評価方法における機関長表彰と同等で評価する。
- 《**工場製作を伴う浮栈橋又は浮防波堤工事（新設に限る）**の評価方法について》
工場製作を伴う浮栈橋又は浮防波堤工事（新設に限る）で受賞した工事のみを評価する。
- 《**建築一式工事**の評価方法について》
建築一式工事で受賞した工事のみを評価する。
- 《**解体工事**の評価方法について》
建築一式工事又は解体工事で受賞した工事のみを評価する。

【評価の基準：国土交通省の実績を評価する場合の評価】※施工能力1型の例

PC上部工事（ポステン等）		鋼橋上部工事	
知事表彰・九州地方整備局長表彰	0.3	知事表彰・国土交通省各局長表彰	0.3
機関長表彰・九州地方整備局各事務所長表彰	0.15	機関長表彰・国土交通省各事務所長表彰	0.15
表彰なし	0	表彰なし	0

【添付資料】

- ・優秀工事表彰状の写し等（共同企業体のその他構成員の主任（監理）技術者の表彰で申請する場合は、表彰状等の写しとコリンズの写し等）

（3-4）配置予定技術者の資格A

入札公告に示した資格と、その資格取得日から**入札参加申請に係る書類※**の提出期限日までの期間を評価する。

※技術提案型：技術提案書 施工計画型：施工計画書 施工能力型：競争参加資格の確認資料

【評価基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋	鋼橋上部	塗装	しゅんせつ	機械器具	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテンポステン										
技術検定1級取得後5年以上	0.7	0.6		0.7	0.6	0.7	1	0.6	0.7	1.5	0.7						
技術士取得後3ヵ月以上																	
技術検定1級取得後3年以上5年未満	0.53	0.45		0.53	0.45	0.53	0.75	0.45	0.53	1.13	0.53						
技術検定1級取得後3ヵ月以上3年未満	0.35	0.3		0.35	0.3	0.35	0.5	0.3	0.35	0.75	0.35						
その他	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0						

※資格の種類は工事種別毎に異なります。

【添付資料】

資格者証、合格証明書等の写し

(3-5) 配置予定技術者の資格B ※発注工事によりオプション設定

入札公告に示した資格を配置予定技術者が所持する場合に評価する。

【評価基準※舗装工事、地すべり工事、解体工事】※施工能力1型の例

地すべり工事、舗装工事、解体工事	
資格有り	0.6
資格無し	0

P C 上部工事、鋼橋上部工事	
道守コース又は特定道守コース	0.6
R C C M又は上級土木技術者（橋梁）コースB	0.3
土木鋼構造診断士（※鋼橋のみ）	
コンクリート構造診断士（※P C 橋のみ）	0
資格無し	

【配置予定技術者の資格Bを評価する工事と資格の種類】

発注工事毎に評価の対象となる資格は以下のとおり

- 《地すべり対策工事》
 - ・地すべり防止工事士
- 《舗装工事》
 - ・1級舗装施工管理技術者
- 《P C 上部工事》
 - ・道守コース
 - ・特定道守（コンクリート構造）コース
 - ・R C C M（鋼構造及びコンクリート）
 - ・上級土木技術者（橋梁）コースB
 - ・コンクリート構造診断士
- 《鋼橋上部工事》
 - ・道守コース
 - ・特定道守（鋼構造）コース
 - ・R C C M（鋼構造及びコンクリート）
 - ・上級土木技術者（橋梁）コースB
 - ・土木鋼構造診断士
- 《解体工事》
 - ・解体工事施工技士

【添付資料】

資格者証、合格証明書等の写し

(3-6) 配置予定技術者の年齢・性別 ※施工能力3型

公告日が属する年度（令和 6 年度【2024 年度】）の4月1日時点の年齢で評価する。

【評価基準】

	土木一式	とび（吹付）	舗装
男性35歳未満又は女性45歳未満	1		
男性35歳以上40歳未満	0.67		
男性40歳以上45歳未満	0.34		
男性女性ともに45歳以上	0		

【添付資料】

資格者証、健康保険証等の写し

(3-7) 配置予定技術者の資格 ※施工能力3型

入札公告で示した資格の有無を評価する。

【評価基準】

	土木一式	とび（吹付）	舗装
1級土木施工管理技士若しくは1級建設機械施工技士又は技術士	0.5		
その他	0		

【評価基準】※参加要件に2級技術者が含まれる場合

	土木一式	とび（吹付）	舗装
1級土木施工管理技士若しくは1級建設機械施工技士又は技術士	0.5		
2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士	0.25		
その他	0		

【添付資料】

資格者証等の写し

(4) 企業の施工能力

(4-1) 企業の施工実績

公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成21年度（2009年度））から公告日までに完成した公共工事を対象とする。

【一般的な評価方法】

- ・入札公告で示した同種工事・類似工事の実績対象の要件に合致したものの実績を評価する。
- 実績対象工事の要件
 - ・元請として施工したものとする。
 - ・受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

- 《解体工事、建築一式工事、電気工事、管工事、電気通信工事》の評価について》
上記の対象期間内に完成した民間工事も評価の対象とする。

【評価基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋		鋼橋上部	塗装	しゅんせつ	機械器具	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテンボステン		ハイドリッド	鋼製								
同種工事の実績有り	0.9	1.3	1.1	1.3	1.1	1.3			3.4	4.4	2.5	1.3	0.9	7		1.3		1
類似工事の実績有り	0.45	0.65	0.55	0.65	0.55	0.65			1.7	2.2	0.12	0.65	0.45	3.5		0.65		0.5
無し	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0		0		

【添付資料】

コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの

(4-2) 工事成績評定

公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間（令和3年（2021年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日まで）又は5年間（平成30年（2018年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日まで）の当該工事と同一工事業種の工事成績評定の平均点（県発注工事は小数第1位切り捨て、九地整発注は小数第2位切り捨て）とする。

○《2年間の平均点で評価する工事の種類》

- ・土木一式工事
- ・とび・土工・コンクリート工事
- ・舗装工事

○《5年間の平均点で評価する工事の種類》

- ・上記2年間の平均点で評価する工事以外の工事

【一般的な評価方法】

- ・入札公告で示した同一工事業種の工事成績評定の平均点を評価する。
- ・入札公告で示した発注機関の工事成績評定とする。（長崎県発注の工事成績評定は、「長崎県建設工事執行規則の施行について」（制定：昭和49年4月25日49監第187号、最終改正：令和5年3月22日4建企第540号）に基づくものとする。）
- ・「工事完成確認書」の通知日が対象期間の範囲内にあるものとする。
- ・工事成績評定の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又はその他構成員の工事成績評定とする。

【評価基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋		塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテン		ハイブリッド	鋼製						
80点以上	0.4				0.5				0.4	0.5		0.4		0.5		0.4
78点以上80点未満	0.3				0.38				0.3	0.38		0.3		0.38		0.3
76点以上78点未満	0.2				0.25				0.2	0.25		0.2		0.25		0.2
74点以上76点未満	0.1				0.13				0.1	0.13		0.1		0.13		0.1
74点未満	0				0				0	0		0		0		0

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

○《P C工事（P C上部工事（プレテン）、P Cタンク工事）の評価方法》

- ・土木一式工事のうち「P C工事（5年間）」の工事成績評定で評価する。

○《P C上部工事（ポステン単体、プレテン・ポステン共同企業体）の評価方法》

- ・土木一式工事のうち「P C工事（5年間）」の工事成績評定で評価する。
- ・九州地方整備局が発注したP C上部工事（5年間）の成績評定も評価の対象とする。
- ・長崎県又は九州地方整備局のどちらか一方の工事成績評定とする。

○《鋼橋上部工事》の評価方法》

- ・鋼構造物工事のうち「鋼橋上部工事（5年間）」の工事成績評定で評価する。
- ・九州地方整備局が発注した鋼橋上部工事（5年間）の成績評定も評価の対象とする。
- ・長崎県又は九州地方整備局のどちらか一方の工事成績評定とする。

○《しゅんせつ工事》の評価方法について》

- ・競争参加資格要件を「しゅんせつ」で満たす場合は「しゅんせつ工事（5年間）」の工事成績評定
- ・競争参加資格要件を「土木一式」で満たす場合は「土木一式（2年間）」の工事成績評定
- ・競争参加資格要件を「しゅんせつ」、「土木一式」のどちらも満たす場合は、「土木一式工事（2年間）」と「しゅんせつ工事（5年間）」の平均点で評価する。

○《工場製作を伴う浮桟橋又は浮防波堤工事（新設に限る）》の評価方法について》

- ・鋼構造物工事のうち「工場製作を伴う浮桟橋又は浮防波堤工事（新設に限る）（5年間）」の工事成績評定で評価する。

○《解体工事》の評価方法について》

- ・「建築一式工事（5年間）」又は「解体工事（5年間）」の工事成績評定のいずれかで評価。

【評価の基準：国土交通省の実績を評価する場合の評価】※施工能力1型の例

P C上部工事		鋼橋上部工事	
80（80.4）点以上	0.9	80（77.4）点以上	0.9
78（78.4）点以上80（80.4）点未満	0.68	78（75.4）点以上80（77.4）点未満	0.68
76（76.3）点以上78（78.4）点未満	0.45	76（73.5）点以上78（75.4）点未満	0.45
74（74.3）点以上76（76.3）点未満	0.23	74（71.6）点以上76（73.5）点未満	0.23
74（74.3）点未満	0	74（71.6）点未満	0

※（ ）書きは国土交通省の実績を評価する際の工事成績評定点

【添付資料】

- ・事前審査制度の登録内容を活用する場合は、結果通知書の写し
- ・事前審査制度の登録内容を活用しない場合は、技術参考様式1号「工事成績評定一覧表」

○《九地整の実績で申請する場合（鋼橋上部工事等）の添付資料について》

技術参考様式2号「工事成績評価一覧表（九地整実績用）」に加え、九州地方整備局が発行した工事成績評価通知書の写し、コリンズの写し等の当該工事名・発注機関・工事の種類を確認できる資料を添付。

（４－３）施工実績件数

評価項目（４－２）「工事成績評価」の対象となった工事件数とする。

【評価方法】

- ・（４－２）「工事成績評価」の対象となった工事件数を評価する。
- ・入札公告で示した発注機関が発注した工事とする。
- ・「工事完成確認書」の通知日が対象期間の範囲内にあるものとする。
- ・工事成績評価の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又はその他構成員の施工実績件数とする。

【評価基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

下表の区分は、土木一式工事、舗装工事に適用

	土木一式	舗装
10件以上	0.4	0.5
7件以上10件未満	0.3	0.38
4件以上7件未満	0.2	0.25
1件以上4件未満	0.1	0.13
実績なし	0	0

下表の区分は、土木一式工事、舗装工事以外に適用

	とび		解体	P C				鋼構造物	浮橋橋	浮橋橋	鋼橋上部	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
	吹付	地すべり		タンク	プレテン	ボستن	プレテンボستن		ハイブリッド	鋼製							
2件以上	0.5		0.5					0.4	0.5	0.9	0.5	0.4	0.5			0.4	
1件	0.25		0.25					0.2	0.25	0.45	0.25	0.2	0.25			0.2	
実績なし	0		0					0	0	0	0	0	0			0	

【添付資料】

（４－２）「工事成績評価」の添付書類で確認

（４－４）優秀工事表彰

公告日の属する年度の直前10ヵ年度（平成26年度（2014年度））から公告日までに受賞し、以下に該当するものとする。

- ・長崎県の優秀工事表彰
- ・長崎県の下請表彰（ただし、機関長表彰として評価する）
- ・優秀工事表彰の対象となる工事が共同企業体の場合、代表構成員、又はその他構成員の主任（監理）技術者が従事した工事の表彰とする。
- ・営繕課長（旧建築課）、漁港漁場課長、水環境対策課長・自然環境課長（2課連名）、石木ダム建設事務所長、県警察本部装備施設課長の表彰は機関長表彰とする。

【一般的な評価方法】

- ・入札公告で示した表彰の有無を評価する。
- ・優秀工事表彰の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又はその他構成員の優秀工事表彰若しくは下請表彰とする。

【評価基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋 ハイブリッド	浮桟橋 鋼製	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテン									
知事表彰					0.2					0.3			0.2			0.1
機関長表彰					0.1					0.15			0.1			0.05
表彰なし					0					0			0			0

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

○《P C 上部工事（ポステン単体、プレテン・ポステン共同企業体）、鋼橋上部工事の評価対象について》

上記の表彰に加え以下の表彰を対象に加える。

- ・九州地方整備局国土交通行政功労表彰における優良施工業者（工事部門）（各事務所長表彰を含む）
- ・九州地方整備局国土交通行政功労表彰における安全施工業者は評価の対象とならない。
- ・九州地方整備局国土交通行政功労局長表彰は、知事表彰と同等で評価する。
- ・九州地方整備局国土交通行政功労事務所長表彰は、機関長表彰と同等で評価する。

○《工場製作を伴う浮桟橋又は浮防波堤工事（新設に限る）の評価方法について》

- ・工場製作を伴う浮桟橋又は浮防波堤工事（新設に限る）で受賞した工事のみを評価する。

○《建築一式工事の評価方法について》

- ・建築一式工事で受賞した工事のみを評価する。

○《解体工事の評価方法について》

- ・建築一式工事又は解体工事で受賞した工事のみを評価する。

【評価の基準：国土交通省の実績を評価する場合の評価】※施工能力1型の例

P C 上部工事（ポステン等）		鋼橋上部工事	
知事表彰・九州地方整備局長表彰	0.2	知事表彰・九州地方整備局長表彰	0.4
機関長表彰・九州地方整備局各事務所長表彰	0.1	機関長表彰・九州地方整備局各事務所長表彰	0.2
表彰なし	0	表彰なし	0

【添付資料】

- ・事前審査制度の登録内容を活用する場合は、結果通知書の写し
- ・事前審査制度の登録内容を活用しない場合は、優秀工事表彰状の写し等

（４－５－①）年間受注高の状況

年間受注高の状況は落札決定日が公告日前日から遡った1年間の期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額と、「工事完成確認書」の通知日が、公告日の属する年度の直前5カ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5カ年度平均完成工事高の比率を評価する。

【一般的な評価方法】

- ・比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て）

（年間受注高の算定方法）

- ・長崎県土木部、水産部が発注した工事で、元請として受注した土木一式工事（急傾斜地崩壊対策工事は除く。）、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。）
- ・落札決定日が公告日前日から遡った1年間までの期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。（同日及び契約前も含む。）
- ・対象となる工事が債務負担行為工事の場合は、落札決定額（当初全体請負契約額）とする。（当該年度支払限度額のみとはしない。）
- ・「年間受注高」の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員、その他構成員共にそれぞれの出資比率を乗じるものとする。

※不調不落対策として、時限的に年間受注高の算定から農林部工事及び急傾斜地崩壊対策工事を除外している。

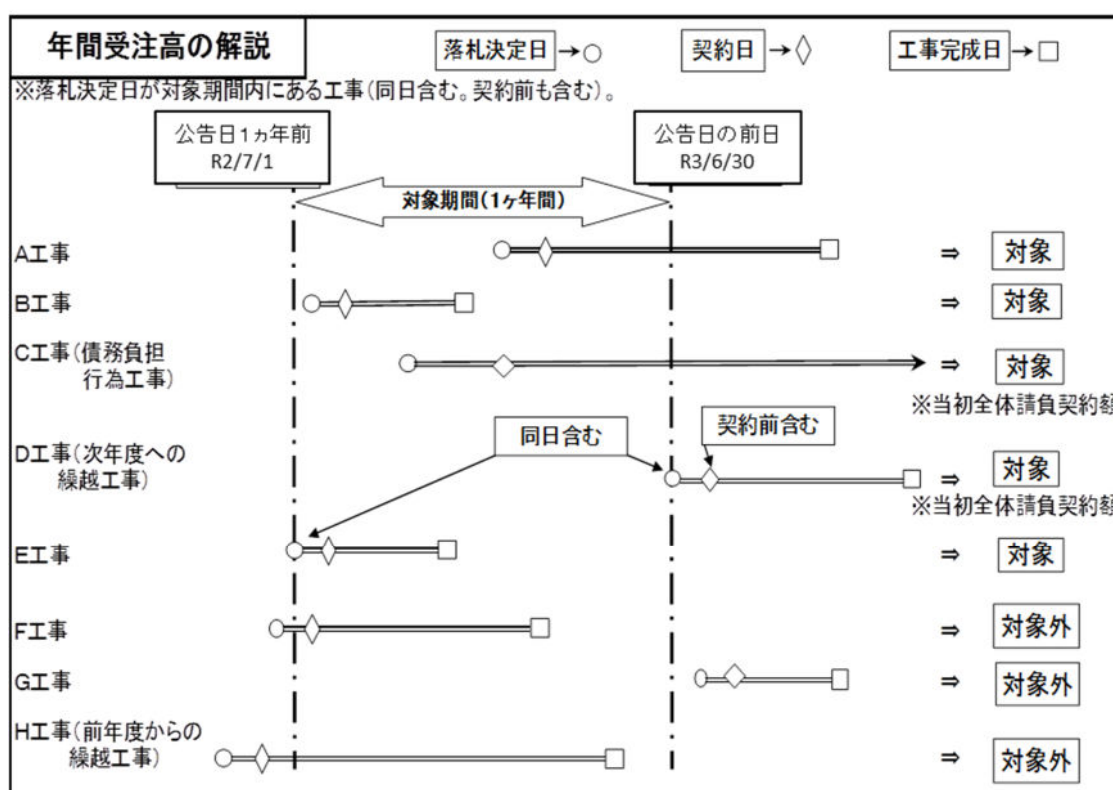
【評価基準】※施工能力1型の例

	土木一式（土木部等）		浮棧橋	浮棧橋	しゅんせつ
	陸上	海上	ハイブリッド	鋼製	
比率0.25未満	0.6	0.5			
比率0.25以上0.5未満	0.45	0.38			
比率0.5以上0.75未満	0.3	0.25			
比率0.75以上1.0未満	0.15	0.13			
比率1.0以上1.25未満	0	0			
比率1.25以上1.5未満	-0.3	-0.25			
比率1.5以上	-0.6	-0.5			

【一般的な評価方法以外で評価する工事の年間受注高の算定方法】

○《工場製作を伴う浮棧橋又は浮防波堤工事（新設に限る）》の場合の算定方法》

- ・長崎県土木部、水産部、農林部が発注した工事で、元請として受注した鋼構造物工事のうち「工場製作を伴う浮棧橋又は浮防波堤工事（新設に限る）」を対象とする。（随意契約は除く。）
- ・その他条件は上記の土木一式工事の算定方法と同じ



（年度平均完成工事高の算定方法）

- ・長崎県土木部、水産部及び農林部が発注した工事で、元請として施工した最終請負金額500万円以上の工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。
- ・「工事完成確認書」の通知日が公告日の属する年度の直前5ヵ年度（平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日）の期間にある工事の最終請負契約額の5ヵ年度平均完成工事高とする。（4月1日、3月31日を含む。）

- ・5ヵ年度平均完成工事高が2億円未満については、2億円として比率を算出する。
- ・対象となる工事が債務負担行為工事の場合は、最終全体請負契約額とする。（当該年度支払限度額のみとはしない。）
- ・「年度平均完成工事高」の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員、その他構成員共にそれぞれの出資比率を乗じるものとする。

【一般的な評価方法以外で評価する工事の年度平均完成工事高の算定方法】

○《工場製作を伴う浮棧橋又は浮防波堤工事（新設に限る）の場合の算定方法》

- ・長崎県土木部、水産部、農林部が発注した工事で、元請として受注した鋼構造物工事のうち「工場製作を伴う浮棧橋又は浮防波堤工事（新設に限る）」を対象とする。（随意契約は除く。）
- ・その他条件は上記の土木一式工事の算定方法と同じ

【添付資料】

- ・「年間受注高」は技術参考様式3号「年間受注高一覧表」
- ・「年度平均完成工事高」については、事前審査制度の登録内容を活用する場合は、結果通知書の写し
- ・事前審査制度の登録内容を活用しない場合で、「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、技術参考様式4号「年度平均完成工事高一覧表」

（4-5-②）年間受注高の状況【農林部が発注する工事の場合の評価】

○施工箇所が県央振興局管内（旧諫早土木事務所管内）及び島原振興局管内以外の場合

公告日の属する年度の4月1日から公告日までに農林部が発注した土木一式工事のうち、総合評価落札方式による工事の受注件数とする。

【評価方法】

- ・農林部が発注した土木一式工事のうち総合評価落札方式による工事の受注件数により評価する。ただし、施工能力3型の受注件数は除く。
- ・対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の受注件数とし、その他構成員は受注件数にカウントしない。

【対象地域】施工箇所が諫早市、大村市、島原市、南島原市、雲仙市以外であるもの

【評価基準】※施工能力1型の例

土木一式（農林部）	
受注件数0～3件	0.6
受注件数4～6件	0.3
受注件数7件以上	0

【添付資料】

- ・技術参考様式第3号「年間受注高一覧表」

○施工箇所が県央振興局管内（旧諫早土木事務所管内）及び島原振興局管内の場合

公告日の属する年度の4月1日から公告日までに農林部が発注した土木一式工事のうち、総合評価落札方式による工事の受注件数及び難工事の受注件数とする。

【評価方法】

- ・農林部が発注した土木一式工事のうち総合評価落札方式による工事の受注件数及び難工事の受注の有無により評価する。ただし、施工能力3型の受注件数は除く。
- ・対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の受注件数及び難工事の受注実績とし、その他構成員の実績はカウントしない。

【対象地域】施工箇所が諫早市、大村市、島原市、南島原市、雲仙市であるもの

【難工事の対象工事及び評価】

以下の条件をすべて満足する工事を難工事に指定する。

- ・農林部が発注する土木一式工事において主たる工事がため池の堤体改修工事、治山工事（治山ダム、地すべり防止施設、斜面对策施設等）に該当するもの。
- ・当初工期 150 日間以上又は当初設計金額 1 千万円以上に相当するもの。
- ・随意契約による受注は対象外とする。
- ・難工事の受注実績は、元請に限り評価の対象とし、受注形態が共同企業体の場合は、代表構成員及び出資比率 20%以上のその他構成員を評価の対象とする。
- ・難工事に指定する工事は、特記仕様書及び入札公告に難工事である旨を明記する。

【評価基準】※施工能力 1 型の例

土木一式（農林部（難工事含む））	
受注件数 0～1 件 または 難工事の受注実績 1 件以上	0.6
受注件数 2～3 件	0.3
受注件数 4 件以上	0

【添付資料】

- ・技術参考様式第 3 号「年間受注高一覧表」
- ・難工事の受注実績の証明資料として、難工事であることが明記された特記仕様書又は入札公告のコピー

（４－５－③）年間受注高の状況【施工能力 2 型で実施するとび・土工・コンクリート工事、舗装工事の場合の評価】

公告日の属する年度の 4 月 1 日から公告日まで受注した、総合評価落札方式による工事の受注件数とする。

【評価方法】

- ・当該工事と同一工事業種の受注した工事のうち総合評価落札方式による工事の受注件数により評価する。ただし、施工能力 3 型の受注件数は除く。

【評価基準】※施工能力 2 型の例

	とび・土工・コンクリート		舗装
	吹付	地すべり	
受注件数 0～1 件	0.4		
受注件数 2～3 件	0.2		
受注件数 4 件以上	0		

（４－６）継続的専門能力啓発システム（CPDS／建築 CPD）

継続的専門能力啓発システム（CPDS／建築 CPD）へ登録した学習単位の合計とし、CPDS は 100 ユニット以上、建築 CPD は 36 単位以上を評価の対象とする。

【評価方法】

- ・公告日の属する年度の前年度の 10 月 31 日から遡った 1 年間（令和 4 年（2022 年）11 月 1 日から令和 5 年（2023 年）10 月 31 日まで）の期間に受講したものとする。

【評価基準】※施工能力 1 型（施工計画 1 型）の例

- ・下表の区分は、土木系工事に適用

	土木一式		とび		舗装	P C		鋼構造物	鋼橋上部	塗装	しゅんせつ
	陸上	海上	吹付	地すべり		タンク	プレテンボス				
100ユニット以上	0.3								0.5	0.3	
100ユニット未満	0								0	0	

- ・下表の区分は、営繕系工事に適用

	電気	管	電気通信	解体	建築一式
3.6単位以上	0.3				
3.6単位未満	0				

【添付資料】

- ・事前審査制度を活用する場合は、結果通知書の写し
- ・事前審査制度を活用しない場合で、長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認したものについては、「評価内容及び評価基準」を証明する資料（学習履歴証明書等）は不要とする。
- ・上記以外のものについては、該当期間の学習履歴証明書等

（４－７）基幹技能者の配置

国土交通省に登録された登録基幹技能者（以下「基幹技能者」という。）を対象とする。

【評価方法】

- ・当該工事で元請、又は下請にかかわらず、入札公告に示した基幹技能者のいずれかを１名以上（建築一式工事においては下表のとおり）配置することを評価する。

【評価基準】※施工能力１型（施工計画１型）の例

- ・下表の区分は、建築一式工事以外の工事に適用

	土木一式		とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋 ハイブリッド	鋼橋上部	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信
	陸上	海上	吹付	地すべり			タンク	プレテン								
配置する	0.1									1	0.2	0.1				
配置しない	0									0	0	0				

- ・下表の区分は、建築一式工事のみに適用

建築一式（施工計画１型）	
２人（種）以上配置する	0.2
１人（種）以上配置する	0.1
配置しない	0

建築一式（技術提案型）	
３人（種）以上配置する	0.6
２人（種）以上配置する	0.4
１人（種）以上配置する	0.2
配置しない	0

【注意事項】

- 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙４）
「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」

（４－８）専門技術者の雇用状況 ※発注工事によりオプション設定

入札公告に示した資格を所持する専門技術者数を評価する。

【評価基準】※施工能力１型の例

地すべり対策工事 地すべり防止工事士の雇用人数	
５人以上	0.2
１人以上５人未満	0.1
雇用なし	0

解体工事 解体工事施工士の雇用人数	
５人以上	0.2
１人以上５人未満	0.1
雇用なし	0

【専門技術者の雇用状況の評価する工事と資格の種類】

発注工事毎に評価の対象となる資格は以下のとおり

- 《地すべり対策工事》
 - ・地すべり防止工事士
- 《解体工事》
 - ・解体工事施工技士

【作成要領】

- ・資格者証の写しと雇用を確認できる資料を添付すること。

(4-9) 作業船の自社保有状況（海上工事、しゅんせつ工事の場合のみ）

作業船の保有数及び海上起重作業管理技士の配置数を評価する。

【評価方法】

(作業船)

○作業船の自社保有状況とする。(リース保有、出資会社保有は含まない。) また、当該工事での使用は義務付けない。

○主作業船とは上記の作業船のうち次の作業船とする。

- ・100t 吊以上の起重機船、又はクレーン付台船
- ・2.5m³ 以上のグラブ浚渫船
- ・ミキサ船
- ・フローティングドック

(海上起重作業管理技士)

○当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申請に係る書類※の提出期限日を含め連続して3ヵ月以上）にある海上起重作業管理技士とする。

※技術提案型：技術提案書 施工計画型：施工計画書 施工能力型：競争参加資格の確認資料

【評価基準】※施工能力1型の例

土木一式工事（海上）・しゅんせつ工事	
作業船2隻以上で海上起重作業管理技士2名以上又は主作業船1隻以上で海上起重作業管理技士1名以上	1.1
作業船2隻以上で海上起重作業管理技士1名	0.83
作業船1隻で海上起重作業管理技士1名以上又は作業船2隻以上で海上起重作業管理技士なし	0.55
作業船1隻で海上起重作業管理技士なし	0.28
なし	0

【添付書類】

- ・長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「長崎県発注の港湾・漁港等海上工事における作業船関係確認申請書」(様式3)の提出により確認した作業船及び海上起重作業管理技士を記載すること。(作業船の自社保有状況を証明する資料は不要とする。)
- ・やむを得ず、上記以外の作業船及び海上起重作業管理技士を記載する場合は、以下に示す資料を添付すること。
- ・作業船の3ヵ月以上の自社保有を証明する資料・・・登記簿謄本、償却資産申告書（当該船舶関係部分）、固定資産税納税通知書と領収書、又は納税証明書、法定等検査合格証等、売買契約書、譲渡を証明するもの等の写し
- ・海上起重作業管理技士の3ヵ月以上の雇用関係を証明する資料・・・資格者証の写し及び雇用関係を証明する資料（マスキング（黒塗り）された健康保険証等の写し）

(4-10) 曳船の自社保有状況（海上工事、しゅんせつ工事の場合のみ）

曳船の保有数及び船員数を評価する。

【評価方法】

(曳船)

○鋼D300PS以上の曳船（押船を含む。）の自社保有状況とする。(リース保有、出資会社

保有は含まない。) また、当該工事での使用は義務付けない。

○主曳船とは上記の曳船のうち次の曳船とする。

- ・鋼D550PS以上の曳船（押船を含む。）

（船員）

○船員保険適用の船員として当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係（**入札参加申請に係る書類※**の提出期限日を含め連続して3ヵ月以上）にある者

※技術提案型：技術提案書 施工計画型：施工計画書 施工能力型：競争参加資格の確認資料

【評価基準】※施工能力1型の例

土木一式工事（海上）・しゅんせつ工事	
曳船2隻以上で船員2名以上又は主曳船1隻以上で船員1名以上	0.5
曳船2隻以上で船員1名	0.38
曳船1隻で船員1名以上又は曳船2隻以上で船員なし	0.25
曳船1隻で船員なし	0.13
なし	0

【添付書類】

- ・長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「申請書」の提出により確認した曳船及び船員（船員保険適用）を記載すること。（「評価内容及び評価基準」を証明する資料は不要とする。）
- ・やむを得ず、上記以外の曳船及び船員（船員保険適用）を記載する場合は、以下に示す資料を添付すること。
- ・曳船（押船を含む。）の規格（鋼D300PS以上）及び3ヵ月以上の自社保有を証明する資料・・・船舶検査証書及び船舶検査手帳等の写し
- ・船員（船員保険適用）の3ヵ月以上の雇用関係を証明する資料・・・雇用関係を証明する資料（船員保険被保険者証等の写し）

（4－11）工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点

主たる営業所等の所在地を評価する。

【評価基準】

※施工能力1型の例

土木一式工事（陸上）：単体		土木一式工事（陸上）：JV	
旧市町村内に主たる営業所あり	1.2	「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり	1.2
管内に主たる営業所あり	0.8	「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり	0.8
管内に特認営業所あり	0.4	「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に特認営業所あり	0.4
その他	0	その他	0

土木一式工事（海上）：単体		土木一式工事（海上）：JV	
管内に主たる営業所あり	0.6	「代表構成員」及び「その他の構成員」とも管内に主たる営業所あり	0.6
管内に特認営業所あり	0.3	「代表構成員」又は「その他の構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり	0.3
その他	0	なし	0

※上記評価基準は一般的な土木一式工事の例であり、発注工事の参加見込み企業の状況に応じて、以下のように評価基準をそれぞれ設定する。

参加要件が県内全域となる工事		とび・土工・コンクリート工事（吹付）	
管内に主たる営業所あり	1.2	区域区分内に主たる営業所あり	1.2
県内に主たる営業所あり	0.6	県内に主たる営業所あり	0.6
その他	0	その他	0

→とび・土工・コンクリート工事（吹付）における区域区分とは、本土区域（長崎、県央、島原、県北振興局管内）、五島・上五島区域（五島振興局管内）、壱岐・対馬区域（壱岐、対馬振興局管内）の3区域を指す。

※施工能力2型の場合、特認営業所においては「特認A」を評価する。

土木一式工事（陸上）	
旧市町村内に主たる営業所あり	0.7
管内に主たる営業所あり	0.53
旧市町村内に特認Aあり	0.35
管内に特認Aあり	0.18
なし	0

- ・「管内（県内）に所在する主たる営業所」は、公告日が属する年度（令和6年度（2024年度））の長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく長崎県建設工事入札参加資格者名簿（以下：名簿という）の管内（県内）に登載され、初めて登載された日から公告日までの期間が連続して1年以上経過している「主たる営業所」で、当該工事の施工場所の管内に所在するものとする。（名簿の管内（県内）に掲載された日及び公告日含む。）
- ・名簿の管内に登載されている「主たる営業所」の所在地が、他の管内へ変更となった場合、変更後の所在地が名簿に登載された日から公告日が1年未満の期間は、変更前の管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。
- ・「特認営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所で、公告日とその承認（認定）期間内にあるものを対象とする。（同日含む。）
 - ①「県内企業の営業所の取扱いについて」（令和6年1月15日5監第166号、5建企第342号）に基づく承認の通知を受けている営業所
 - ②「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成17年9月15日制定）に基づく「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所

【添付書類】

- ・主たる営業所等の所在地及び当該工事の工事場所を記載すること。
- ・「特認営業所」は通知文書の写しを添付すること。

（4-12）管内の施工実績

公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成21年度（2009年度）から令和5年度（2023年度）まで）に完成した工事で、管内において元請として施工した実績とする。施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他構成員の施工実績とする。

【一般的な評価方法】

- ・入札公告に示す管内の施工実績件数を評価する。
- ・長崎県が発注した最終請負金額2,500万円以上の工事を評価の対象とする。
- ・施工箇所が複数の管内に跨る施工実績の場合は、事前審査制度を活用し、実績を適用する管内を指定している場合に限り評価する。（施工箇所が属する全ての管内で実績を評価することはない）

【評価基準】

※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式	とび	舗装	解体	P C		鋼構造物	塗装	しゅんせつ	電気	電気通信	管	建築一式
		吹付			タンク	プレテンボステン							
5件の施工実績あり	0.5	1.1							0.5	0.8	1.1	0.6	
3件以上 5件未満の施工実績あり	0.25	0.55							0.25	0.4	0.55	0.3	
3件未満の施工実績	0	0							0	0	0	0	

地すべり対策工事	
3件の施工実績あり	1.9
1件以上3件未満の施工実績あり	0.95
実績なし	0

※施工能力2型（地すべり対策工事）

地すべり対策工事	
実績あり	0.7
実績なし	0

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

○《電気工事、管工事、電気通信工事》の評価方法》

・長崎県が発注した工事に加え、国、市、特殊法人等（長崎県立大学法人を含む）が発注した公共工事で最終請負金額 2,500 万円以上の工事を評価の対象とする。

○《建築一式工事》の評価方法》

・長崎県が発注した工事に加え、国、市、特殊法人等（長崎県立大学法人を含む）が発注した公共工事で最終請負金額 2,500 万円以上の建築一式工事を評価の対象とする。

○《解体工事》の評価方法》

・長崎県が発注した工事に加え、国、市、特殊法人等（長崎県立大学法人を含む）が発注した公共工事で最終請負金額 2,500 万円以上の建築一式工事又は解体工事を評価の対象とする。

【添付資料】

・事前審査制度を活用する場合は、結果通知書の写し
・事前審査制度の登録内容を活用しない場合で、「評価内容及び評価基準」に該当するものがある場合は、技術参考様式 5 号「管内の施工実績一覧表」を添付すること。なお、発注機関が、長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部以外の実績については、コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等の発注機関・施工場所・完成年度・請負金額を確認できるものを提出すること。

○《PC 上部工事（ポステン単体）の添付資料》

・事前審査制度を活用する場合は、結果通知書の写し
・事前審査制度の登録内容を活用しない場合で、「評価内容及び評価基準」に該当するものがある場合は、技術参考様式 6 号「県内の施工実績一覧表」を添付すること。なお、発注機関が、長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部以外の実績については、コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等の発注機関・施工場所・完成年度・請負金額を確認できるものを提出すること。

（４－１３）社会貢献活動の実績 A

公告日の属する年度の前年度（令和 5 年度（2023 年度））において、入札公告に示す管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む。）

【対象となる社会貢献活動】

ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。

- ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。また、当該企業名で登録されていない場合でも、活動実績報告等の提出資料で企業名が確認できる場合は、活動実績の対象とする。
- ・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。
- ・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録ができない場合は、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が活動団体に 10 名以上所属していることを企業の代表者が証明できるものとする。

イ) 災害支援等に関する活動で、以下に該当するものとする。

- ・災害支援協定に基づく支援活動
- ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で、所属団体の長が長崎県の各地方機関長、又は長崎県土木部長と連携して実施するもの。
- ・災害支援協定に基づく支援活動に必要な資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの。

（※「災害支援協定」とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」等の協定を長崎県の各地方機関長、又は長崎県土木部長と所属団体の長で締結したものをいう。）

- ・「家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）」に基づく訓練（所属団体の長が長崎県の知事、各地方機関長又は県関係部長と連携して実施したものに限る）、埋却作業、国県道等における車両消毒作業等。

※「家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく活動実績は、令和6年度の活動実績から評価対象とするため、令和7年度から評価を適用する。

【評価内容】

- ・対象期間内の活動実績で評価する。
- ・回数の算定は、ア)、イ) に該当するものの合計とし、1日を1回とする。

【評価基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式		とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
	陸上	海上	吹付	地すべり			タンク	プレテンボステン							
活動実績 A（4回以上）	0.5	0.3	0.5	0.8			0.5				0.3		0.5		0.2
活動実績 B（2回以上4回未満）	0.25	0.15	0.25	0.4			0.25				0.15		0.25		0.1
活動なし（2回未満）	0	0	0	0			0				0		0		0

【評価方法】

- ・入札公告に示す社会貢献活動の実績の有無を評価する。

【添付資料】

- ・事前審査制度を活用する場合は、結果通知書の写し
- ・事前審査制度の登録内容を活用しない場合で、「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、以下のものを添付すること。

○活動回数を証明する資料

《公共施設の清掃・美化活動》

- ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動については、「愛護団体登録通知書、又はアダプト決定通知」の写し及び「清掃・美化作業終了届」の写し
- ・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録している場合は、登録を証明する資料
- ・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録していない場合は、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明する資料、及び当該活動において参加した者が、当該企業の従業員であることを当該企業の代表者が証明する資料

《災害支援に関する活動》

- ・災害支援に関する活動については、当該企業が所属する協定団体が証明する資料

○活動証明等例

活動内容	登録の証明写し	活動回数の証明写し	参加者の証明写し
長崎県アダプト事業	「アダプト決定通知」	「清掃・美化作業終了届」 公的機関の受付印があるもの	不要
長崎県愛護団体登録制度	「愛護団体登録通知書」	「清掃・美化作業終了届」 公的機関の受付印があるもの	不要
国、市、町に関する活動 （企業名で登録の場合）	企業名が記載された登録通知等、又は公的機関の証明書等	作業終了届等、又は公的機関の証明書	不要
国、市、町に関する活動 （企業名以外で登録の場合）	登録名及び企業名が記載された登録通知等、又は公的機関の証明書等	作業終了届等、又は公的機関の証明書	参加者名簿一覧に代表者の証明又はマスキングされた健康保険証
災害支援に関する活動	不要	協定団体の証明	不要

(4-14) 社会貢献活動の実績B

入札公告に示す社会貢献活動の実績の有無を評価する。

【評価基準】※施工能力1型（施工計画1型）の例

	土木一式		とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
	陸上	海上	吹付	地すべり			タンク	プレテンボステン							
いずれか該当あり	0.2	0.1	0.2	0.3			0.2				0.1		0.2		0.1
なし	0	0	0	0			0				0		0		0

【評価方法】

各活動内容における評価方法は以下のとおり。

活動内容	活動要件
消防団員の雇用	公告の属する年度において管内に所在する消防団員の雇用
土木の日	公告の属する年度の前年度の管内における土木の日イベント運営に協力
住宅フェア	公告の属する年度の前年度の管内における住宅フェアイベント運営に協力
山地防災ヘルパー	公告の属する年度の前年度の管内における1回以上の活動実績
道守等の雇用	公告の属する年度の「道守」、「特定道守」、「道守補」に認定され、資格を満たす活動実績がある従業員の雇用
インターンシップ	公告の属する年度の前年度において県内の建設業に係る現場実習（インターンシップ）に協力したもの（内定先での就業前実習は除き、原則連続で3日間以上）

【添付資料】

- ・事前審査制度を活用する場合は、結果通知書の写し
- ・事前審査制度の登録内容を活用しない場合で、「評価内容及び評価基準」に該当するものがある場合は、以下のものを添付すること。

●消防団員の雇用

- ・「消防団員」については、所属する消防分団の分団長等が証明したもの
- ・当該企業に所属する従業員であることを証明（健康保険証等の写し）する資料
- ・消防団協力事業所の認定証で申請する場合は、消防団協力事業所表示証交付（再）申請書（従業員の消防団所属状況の分かる資料）の写しを併せて提出すること。

●土木の日又は住宅フェアの運営協力

- ・「土木の日」又は「住宅フェア」については、当該企業が所属する団体の長が証明する資料

●山地防災ヘルパーの所属

- ・「山地防災ヘルパーの活動実績」については、山地災害・治山施設状況報告書の写し又は担当機関が発行する活動実績証明書の写し
- また、山地防災ヘルパー認定証等の写し及び当該企業に所属する従業員であることを証明（マスキングされた健康保険証等の写し）する資料

担当機関 (証明する機関)	活動実績場所
県央振興局	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡、東彼杵郡
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡
五島振興局	五島市、南松浦郡
壱岐振興局	壱岐市
対馬振興局	対馬市

※担当機関の森林土木担当課

●道守・特定道守・道守補の所属

- ・「道守補等の所属」については、「観光ナガサキを支える“道守”養成ユニット」の養成講座における「道守」、「特定道守」、「道守補」いずれかの認定証の写し、及び当該企業に所属す

る従業員であることを証明（健康保険証等の写し）する資料

●高校生、大学生等が取り組む建設業に係る企業実習（インターンシップ）

「高校生、大学生等が取り組む建設業に係る県内の現場実習(インターンシップ) に協力」については、以下のとおりとする。

- ・「将来の長崎県の建設産業を担う人材の育成事業」において、土木系及び農業土木系専門高校生徒の企業実習（現場実習）を原則連続で 3 日間以上実施したことを当該企業が属する団体の長が証明する資料
- ・上記以外の高校生が取り組む建設業に係る県内の現場実習（インターンシップ）に原則連続で 3 日間以上協力したことを、対象となる高校生が属する学校長が確認した実施確認書（高校生用）
- ・大学生、大学院生、大学校生が取り組む建設業に係る県内の現場実習（インターンシップ）に原則連続で 3 日間以上協力したことを、対象となる学生が属する学科長、コース長、若しくは、これに類する役職が確認した実施確認書（大学生、大学院生、大学校用）
- ・短大生、高等専門学校、専修学校、各種学校が取り組む建設業に係る県内の現場実習（インターンシップ）を原則連続で 3 日間以上実施したことを、対象となる学生が属する学校長が確認した実施確認書（短大生、高等専門学校、専修学校、各種学校用）
- ・高等技術専門学校が取り組む建設業に係る県内の現場実習（インターンシップ）を原則連続で 3 日間以上実施したことを、対象となる専門校生が属する校長が確認した実施確認書（高等技術専門校用）

※県内の現場実習に協力した内容について説明を求められた場合は「様式-実施内容」を提出すること。

（４－１５）土木一式工事における特定工事の受注実績（※土木一式工事（陸上・農林部））

公告日の属する年度の直前 2 カ年度（令和 4 年度）から公告日までの期間に指定された特定工事の受注実績（落札決定日）を評価する。

【特定工事の受注実績の対象条件】

- ・長崎県土木部及び水産部が発注する土木一式工事において主な工事内容が災害復旧、橋梁補修（耐震補強含む）、トンネル補修、浮桟橋補修、電線共同溝、ダム補修、砂防に該当するもの。
- ・当初工期 150 日間以上又は当初設計金額 1 千万円以上に相当するもの。
- ・海上工事及び随意契約による受注実績は対象外とする。
- ・実績評価の対象となる特定工事の指定については、特記仕様書及び入札公告に特定工事である旨を明記する。
- ・特定工事の受注実績は、元請に限り評価の対象とする。また、受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及び出資比率 20%以上のその他構成員を評価の対象とする。

【評価方法】

- ・特定工事の受注実績は、土木一式工事（陸上）において評価を適用する。
- ・特定工事の受注実績は、特定工事の施工箇所が属する管内のみで評価する。

【添付資料】

- ・特定工事であることが明記された特記仕様書又は入札公告のコピー

【評価基準】

※施工能力 1 型の例

土木一式工事（陸上）	
3件以上の受注実績	0.6
2件の受注実績	0.4
1件の受注実績	0.2
受注実績なし	0

(4-16) 鋼橋補修工事の受注実績 (※鋼橋上部工事・鋼橋補修工事)

公告日の属する年度の直前 5 カ年度 (令和元年度) から公告日までの期間に指定された鋼橋補修工事の受注実績 (落札決定日) を評価する。

【鋼橋補修工事の受注実績の対象条件】

- ・長崎県土木部及び水産部が発注する工事において、主な工事内容が鋼橋補修工事 (耐震補強含む) に該当するもの。
- ・当初工期が 150 日間以上に相当するもの。
- ・随意契約による受注実績は対象外とする。
- ・実績評価の対象となる鋼橋補修工事の指定について、平成 29 年度から令和 3 年度に発注されたものは、その一覧表を長崎県ホームページで公表し、令和 4 年度以降に公告されるものは、特記仕様書及び公告文に特定工事である旨を明記する。

【評価方法】

- ・鋼橋補修工事の受注実績は、鋼橋上部工事において評価を適用する。
- ・鋼橋補修工事の受注実績は、元請に限り評価の対象とする。また、受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及び出資比率 20%以上のその他構成員を評価の対象とする。

【評価基準】※施工能力 1 型の例

鋼橋上部工事	
受注実績あり	0.3
受注実績なし	0

【添付資料】

- ・鋼橋補修工事の受注実績評価に係る対象工事一覧表 (第 1 回公表及び第 2 回公表)
- ・鋼橋補修工事であることが明記された入札公告又は特記仕様書のコピー

(4-17) 保守点検業務の受注実績 (※電気工事・電気通信工事)

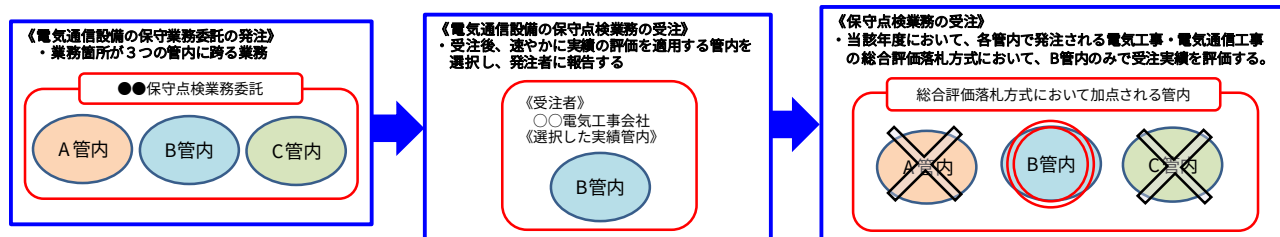
公告日の属する年度の直前 3 カ年度 (令和 6 年度※) から公告日までの期間に指定された電気通信設備に係る保守点検業務の受注実績 (落札決定日) を評価する。

※評価対象とする電気通信設備の保守点検業務は令和 6 年度から指定を開始し、遡及して指定は行わない。

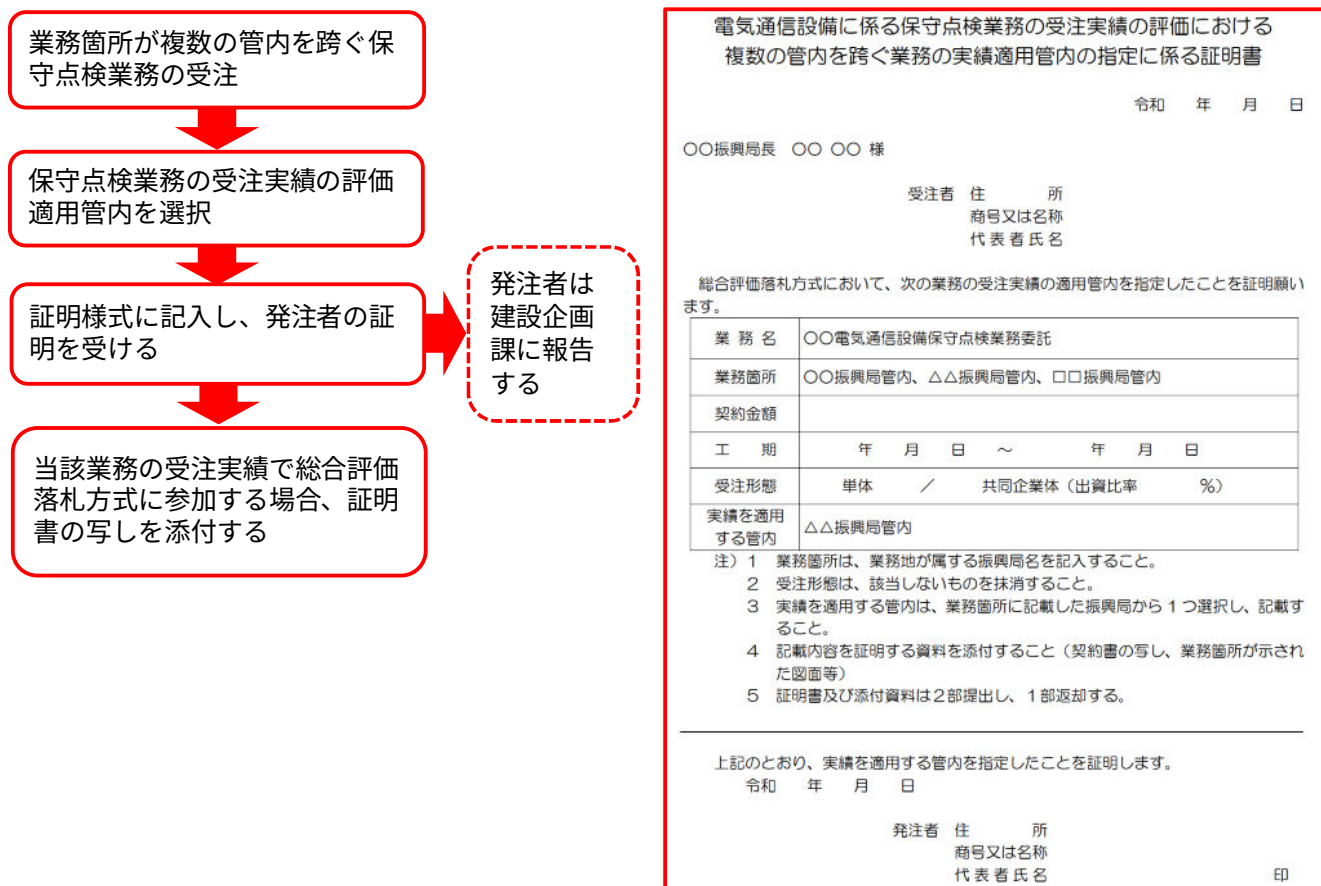
【保守点検業務の受注実績の対象条件】

- ・長崎県土木部及び水産部が発注する業務において、発注者が指定する電気通信設備の保守点検業務とする。
- ・当初工期が 150 日間以上又は当初設計金額 1 千万円以上に相当するもの。
- ・令和 6 年度に発注する電気通信設備の保守点検業務から指定を開始し、遡及して指定は行わない。
- ・保守点検業務の受注実績に指定する業務は、対象業務である旨を特記仕様書及び入札公告に明記する。
- ・業務箇所が複数の管内を跨ぐ場合、当該業務の受注者は、受注後に実績の評価を適用する管内を 1 つ選択し、長崎県ホームページに掲載する証明様式「電気通信設備に係る保守点検業務の受注実績の評価における複数の管内を跨ぐ業務の実績適用管内の指定に係る証明書」により発注者から証明を受けるものとする。

《業務箇所が複数の管内を跨ぐ業務の受注実績の取扱い例》



《業務箇所が複数の管内を跨ぐ業務の受注後の留意点》



【評価方法】

- ・保守点検業務の受注実績は、業務箇所が属する管内のみで評価する。なお、業務箇所が複数の管内に跨る場合、実績の評価の適用を申請した管内でのみ評価する。
- ・保守点検業務の受注実績は、元請に限り評価の対象とする。また、受注形態が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他構成員を評価の対象とする。

【添付資料】

- ・保守点検業務の受注実績の評価対象業務であることが明記された特記仕様書又は入札公告のコピー
- ・業務箇所が複数の管内に跨る業務の実績で申請する場合は、評価を適用する管内を指定したことを示す証明書のコピー

【評価基準】※施工能力1型の例

電気工事・電気通信工事	
2件以上の受注実績	0.3
1件の受注実績	0.15
受注実績なし	0

(4-18) 従業員数

長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度（令和 6 年度（2024 年度））の主観点審査事項の建設業従事職員数の項目で審査した県内企業の建設業従事職員数を評価する。

ただし、主観点審査事項の建設業従事職員数を県に提出していない場合は、建設業法第 11 条の規定に基づく最新の変更届出書及び様式 4 号使用人数の写しを提出すること。

【評価方法】

- ・入札公告に示す評価内容に沿って 県内企業の建設業従業員数を評価する。

【評価基準】※施工能力 1 型の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテンボステン							
30人以上	0.1													
10人以上30人未満	0.05													
10人未満	0													

【添付資料】

- ・事前審査制度を活用する場合は、結果通知書の写し
- ・事前審査制度を活用しない場合で、県に主観点審査事項の建設業従事職員数を届け出していない場合は、最新の変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式 4 号使用人数の写しを添付すること。

(4-19) 適切な下請契約

当該工事の下請契約（建設業を営む者との契約）について、以下の①～③の事項を誓約した項目数により評価する。

- ①下請次数の制限
- ②下請契約金額の合意形成
- ③建設キャリアアップシステムの事業者登録

【一般的な評価方法】

- ①下請次数の制限については、下請次数を入札公告に示す 2 次下請までと制限することを誓約するものを評価する。
- ②下請契約金額の合意形成については、労務費及び法定福利費を明示した見積書を尊重して下請契約を締結し、労務費及び法定福利費相当分を現金払いすることを誓約するものを評価する。
- ③建設キャリアアップシステムの事業者登録については、契約工期内に元請かつすべての下請企業（建設業を営まない者及び県外企業は除く。）の事業者登録を完了することを誓約するものを評価する。なお、建設現場でのカードリーダーの設置による建設技能者の就業履歴の蓄積や作業員名簿の作成等及び技能者の登録については誓約内容の対象外とする。

【評価基準】※施工能力 1 型の例

	土木一式	とび		舗装	解体	P C		鋼構造物	浮桟橋		鋼橋上部	塗装	しゅんせつ	電気	管	電気通信	建築一式
		吹付	地すべり			タンク	プレテンボスデン		ハイブリッド	鋼製							
3項目誓約	1								0.5		1						
2項目誓約	0.67								0.33		0.67						
1項目誓約	0.34								0.17		0.34						
誓約しない	0								0		0						

【一般的な評価方法以外で評価する工事の評価方法】

○《建築一式工事の評価方法》

- ・下請次数の制限について、請負次数を入札公告に示す 3 次下請けまでと制限することを誓約するものを評価する。

【添付資料】

- ・技術資料の提出時は資料を添付する必要はないが、当該工事の完成時に誓約又は実績を確認できる資料を提出又は現地で確認を受けること。

【履行確認（完成検査時）】

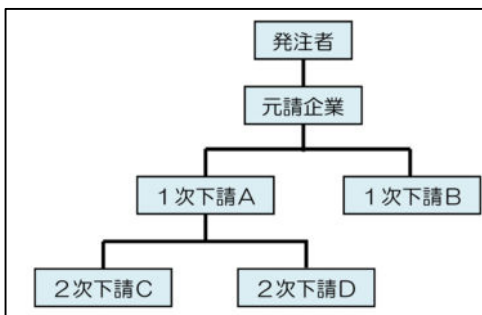
- ・完成検査時に誓約項目①～③の誓約内容の履行を確認する。
- ・下請次数の制限については、施工体系図等により確認を行う
- ・下請契約金額の合意形成については、見積り依頼の内容、労務費等を明示した見積書の添付状況、労務費及び法定福利費相当分に支払い方法を施工体制台帳等により確認を行う。
- ※施工体制台帳の提出時には、下請契約書の写しに見積り依頼書、労務費等を明示した見積書、労務費等を明示した下請代金内訳書を添付すること。
- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録については、登録したことが確認できる資料の写しにより確認を行う。

◆「下請契約金額の合意形成」の履行確認（下請代金の支払い完了後）

《令和5年3月31日までに入札公告を行った工事の場合》

- ・下請代金の支払いが完了後は、速やかに下請代金の支払い報告を、「履行様式5号：支払い完了報告書」により報告しなければならない。
- ・支払い完了報告書には以下の書類を添付しなければならない。
 - ①最終の下請契約書の写し
 - ②現金支払い額及び手形支払い額の支払い完了を証明する資料の写し（前金払い、部分払い等の支払いを行っている場合も支払いを証明する資料の写しを添付）

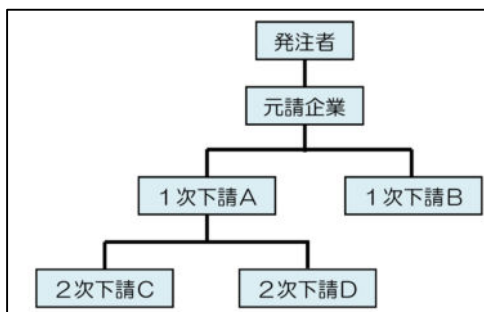
※支払い完了報告書の提出イメージ（下請次数を2次下請までに制限している工事）



- ① 1次下請A社の作業
2次下請C社と2次下請D社への支払い報告を元請企業に提出。
- ② 1次下請B社の作業
2次下請がないので支払い報告は不要。
- ③元請企業の作業
1次下請A社と1次下請B社への支払い報告と、1次下請A社から提出された支払い報告を、発注者に提出。

- ・**履行確実性確保価格未滿で契約した工事**は、下請代金の支払い完了報告に併せ、**技能労働者への賃金支払い報告を「履行様式6号：賃金支払い報告書」により報告**し、聴き取り調査を受けなければならない。
- ・賃金支払い報告には以下の書類を添付しなければならない。なお、添付が困難な場合は、聴き取り調査に同席し、資料を提示しなければならない。
 - ①過去6か月間の賃金台帳の写し
 - ②所定労働日数が確認できる資料の写し（就労規則、労働条件通知書等）
 - ③当該工事に係る出勤簿の写し

※賃金支払い報告書の提出イメージ（下請次数を2次下請までに制限している工事）



- ① 2次下請C社及び2次下請D社の作業
技能労働者への賃金支払い報告を1次下請Aに提出
- ② 1次下請A社の作業
技能労働者への賃金支払い報告と、2次下請A社から提出された賃金支払い報告を元請企業に提出
- ③ 1次下請B社の作業
技能労働者への賃金支払い報告を元請企業に提出
- ④元請企業は、各下請企業から提出された賃金支払い報告書を取りまとめて発注者に提出

《令和5年4月1日以降に入札公告を行った工事の場合》

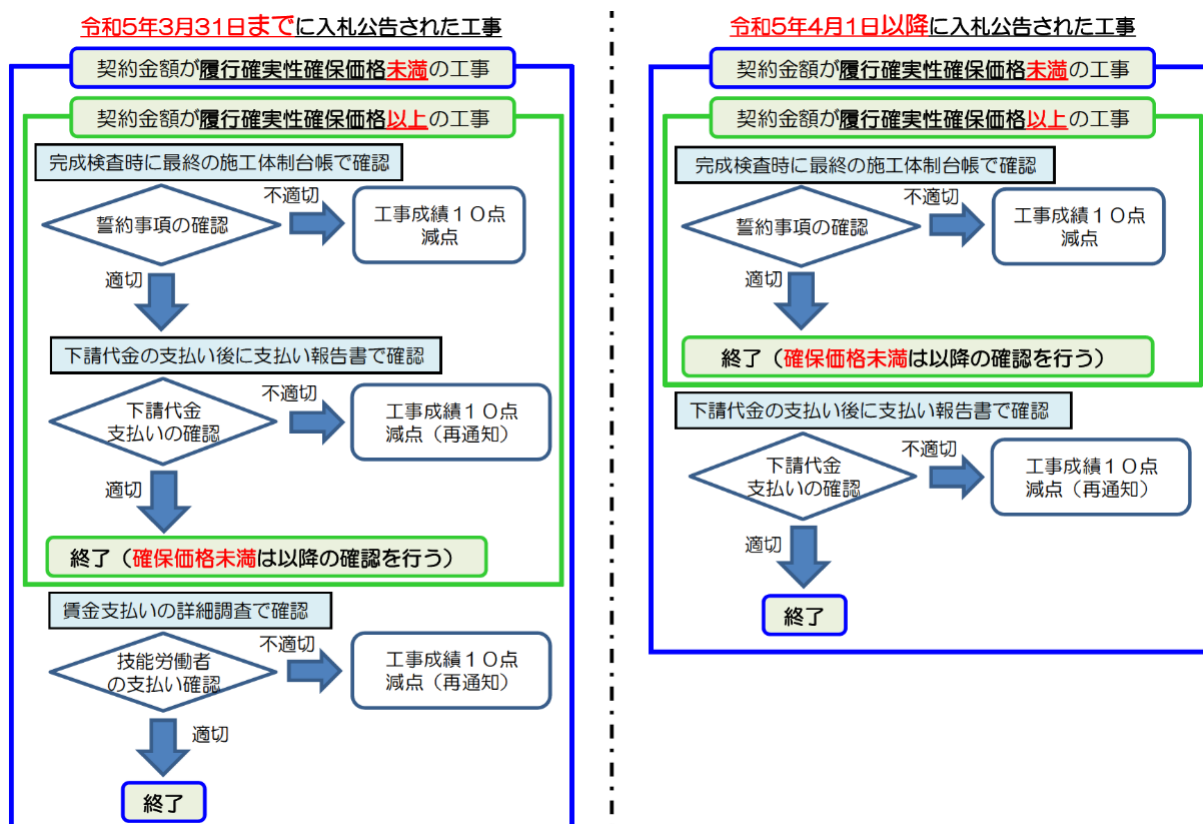
【履行確認（下請代金の支払い完了後）】

- ・履行確実性確保価格未満で契約した工事は、完成検査時の履行確認に加えて、下請代金の支払い完了後、速やかに下請代金の支払い報告を、「履行様式5号：支払い完了報告書」により報告しなければならない。
- ・支払い完了報告書への添付資料は、令和5年3月31日までに入札公告を行った工事の場合と同様である。
- ・「履行様式6号：賃金支払い報告書」による技能労働者への賃金支払い報告は不要。

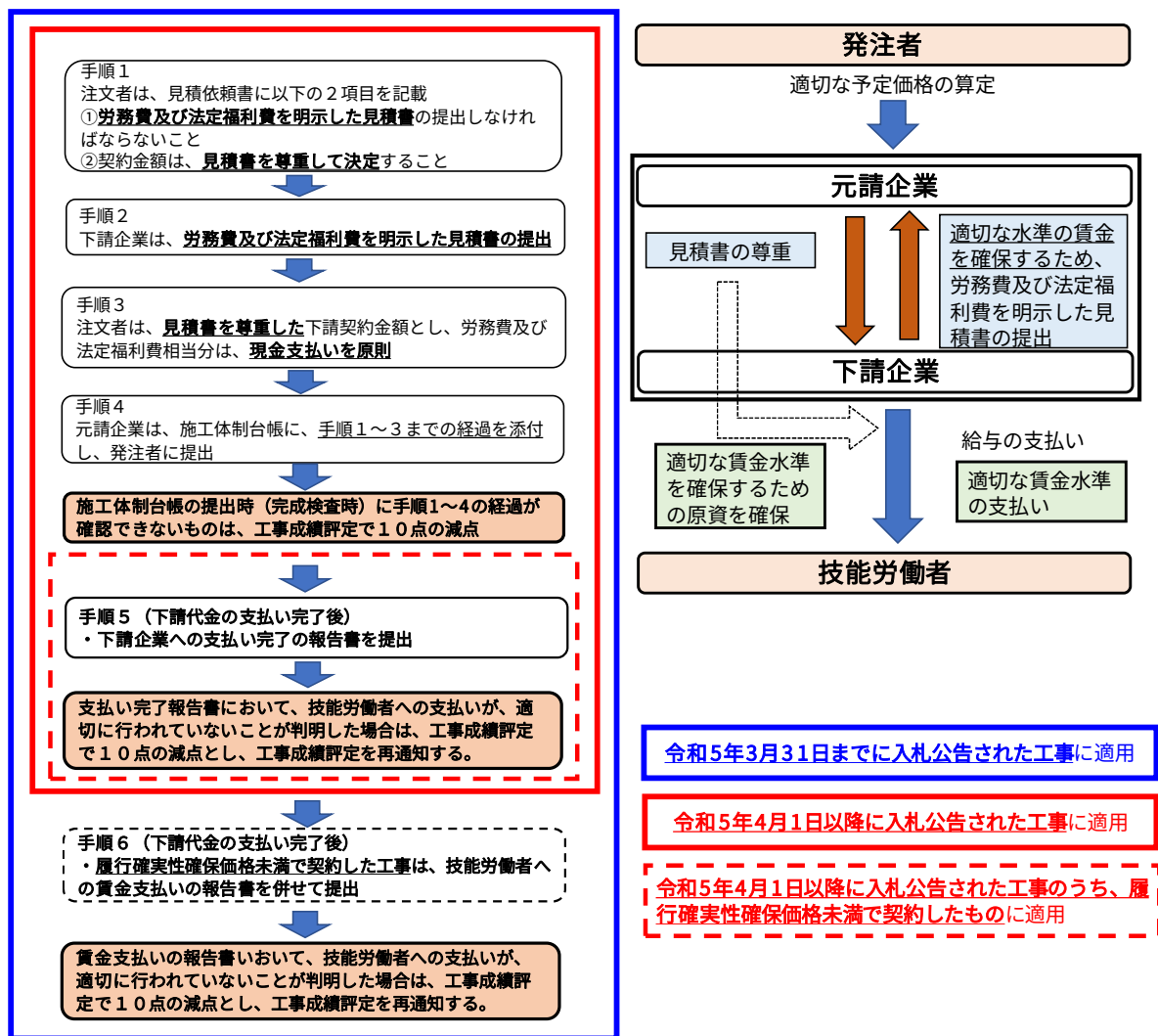
【注意事項】

○長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙5）
「適切な下請契約の評価について」

◎適切な下請契約の確認フロー



◎下請契約金額の合意形成の手順



◎入札公告時期による誓約事項の履行の確認方法一覧表

	誓約内容	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	確認内容
工事① 入札公告の年度：R 3年度 工事の完成年度：R 6年度	労務賃金支払い	公告日 ⇔	工事期間				労務賃金支払いの確認
工事② 入札公告の年度：R 4年度 工事の完成年度：R 6年度	下請契約の合意形成		公告日 ⇔	工事期間			下請代金の支払い確認 ※履行確実性未滿の工事は、賃金支払いの確認も行う
工事③ 入札公告の年度：R 4年度 工事の完成年度：R 7年度	下請契約の合意形成		公告日 ⇔	工事期間			下請代金の支払い確認 ※履行確実性未滿の工事は、賃金支払いの確認も行う
工事④ 入札公告の年度：R 5年度 工事の完成年度：R 6年度	下請契約の合意形成			公告日 ⇔	工事期間		履行確実性未滿の工事のみ、下請代金の支払い確認
工事⑤ 入札公告の年度：R 5年度 工事の完成年度：R 7年度	下請契約の合意形成			公告日 ⇔	工事期間		履行確実性未滿の工事のみ、下請代金の支払い確認
工事⑥ 入札公告の年度：R 6年度 工事の完成年度：R 7年度	下請契約の合意形成				公告日 ⇔	工事期間	履行確実性未滿の工事のみ、下請代金の支払い確認

(4-20) 感染防止対策

※令和5年3月31日までに入札公告された工事において誓約した場合、以下に従い履行すること。

【誓約項目】

新型コロナウイルス感染防止対策に関する以下の1)～4)の活動のうち、当該申請時に選択した項目を履行すること。

- 1) 当該工事におけるオンラインの活用
- 2) 当該工事における感染防止対策
- 3) 当該工事における働き方改革
- 4) リモート技術の活用

【各誓約項目の履行方法】

〔1〕当該工事におけるオンラインの活用は、以下の2項目のうち、いずれかについて履行すること。

〔1〕－1：当該工事の契約期間中に、当該工事の現場代理人又は監理技術者のオンラインによるCPDSの受講実績に6ユニット単位以上取得する。

〔1〕－2：当該工事において、会社との会議や発注者との打ち合わせをオンラインによるTV会議等を行うための設備を備えつける。

〔2〕当該工事における感染防止対策は、以下の2項目すべてを履行すること。

〔2〕－1：作業員の休憩所を設置する場合は、建物の面積を1人当たりのスペース（1.5m×1.5m）で除した数値で人数制限を行い、制限人数の掲示を行う。ただし、現場事務所は対象外とする。

〔2〕－2：すべての作業員の日々の検温と体調の聴き取りを作業日報に記録する。

〔3〕当該工事における働き方改革は、以下の3項目のうち、いずれかを履行すること。

〔3〕－1：リモートによる遠隔臨場を実施する。

〔3〕－2：3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元施工管理、3次元データ納品のいずれかのICT技術を活用する。

〔3〕－3：4週8休を実施し、かつ週休2日拡大キャンペーン（もったきらきら2連休）を実施する。

〔4〕リモート技術の活用は、以下の3項目のうち、いずれかについて実績を有すること。ただし、実績の対象となる工事の施工場所に関わらず、主たる営業所が所在する管内の実績とする。また、当該申請における代表構成員の誓約又は実績とする。

〔4〕－1：令和3年4月1日から当該工事が完了するまでの期間に、リモートによる各種学校が行うインターンシップを実施する。

〔4〕－2：令和3年4月1日から当該工事が完了するまでの期間に、リモートによる各種学校及び自治体を実施する企業説明会へ参加する。

〔4〕－3：令和3年4月1日から当該工事が完了するまでの期間に、リモートによる各種学校への出前授業を実施する。

※実施内容は、工事期間であれば監督職員と協議のうえ変更できるものとするが、「2）当該工事における感染防止対策」への途中変更は認めない。

※誓約項目の履行が確認できない場合は、工事成績評価から10点減じるものとする。

【履行確認】

当該工事の完成時に履行状況又は実績を確認できる資料を提出又は現地で確認を受けること。

(5) 高度技術提案型における施工体制確認の評価について

高度技術提案型では、適切な施工体制の確保における施工体制評価点（30 点）を以下のとおり評価する。

- 品質確保の実効性（15 点／0 点）

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分に確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合に評価する。

- 施工体制確保の確実性（15 点／0 点）

必要な人員及び材料が確保されていることなどより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合に評価する。

- 高度技術提案型における技術提案に対する加算点の補正

施工体制評価後は技術提案に対する加算点の補正を以下のとおり行う。

技術提案に対する加算点＝技術提案に対する加算点×（施工体制評価点／30 点）
（施工体制評価後） （施工体制評価前）



【添付書類】

施工体制確認に係る提出資料及び資料作成は、「低入札価格調査資料及び施工体制確認に係る追加資料作成要領」の規定する資料を提出すること。

【施工体制確認に関する規定】

○長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領《19 条》《21 条》《22 条》《23 条》《24 条》

○長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領《16 条》《17 条》《18 条》

「(別紙 1) 施工体制の確認に係る審査方法」

○低入札価格調査資料及び施工体制確認に係る追加資料作成要領（制定：平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 206 号、最終改正：令和 3 年 2 月 26 日 2 建企第 600 号）

2-7 契約条件の履行

履行確実性確保価格又は低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものと契約する場合は、次に掲げる条件の履行及び措置を講じるものとする。

(1) 請負代金額の 10 分の 3 以上の契約保証金を納付すること。

(2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者と同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者 1 名を専任で配置すること（落札仮決定者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。）

(3) 前号の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、建設業法第 26 条の 3 に規定する職務と同様の職務を行うものとする。

(4) 前払金の金額を請負代金額の 2 割以内とすること。

(5) 建設業法第 24 条の 8 の規定による施工体制台帳の提出、及び必要に応じその内容について聴き取りを行う。

(6) 工事の監督及び検査業務を強化する。

【契約条件の履行に関する規定】

○長崎県建設工事低入札価格調査制度実施要綱《4 条》《9 条》

○履行確実性評価方式試行要領《7 条》《9 条》

2-8 契約書約定事項

(1) 技術提案の担保

- ・総合評価落札方式で採用された技術提案については、その内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。
- ・受注者は総合評価落札方式で採用された技術提案について、不可抗力等受注者の責によらない場合を除き、技術提案に基づいて工事を施工しなければならない。また、その部分については、請負代金の変更は行わない。
- ・発注者は、受注者の責により、技術提案の履行が確認できない場合は、その技術提案に係る評価項目につき、工事成績評定から 10 点減ずる。(高度技術提案型(評価項目 2 項目)の場合最大 20 点減、技術提案型(評価項目 1 項目)の場合 10 点減)
- ・契約締結後、不可抗力等受注者の責によらずに技術提案を履行できなかった場合は、請負代金の変更等その後の対応について、受発注者間で協議して定めるものとする。

(2) 施工計画の担保

- ・採用された施工計画については、その内容等を施工計画書に反映させることとする。

(3) 基幹技能者の配置の担保

- ・受注者は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、技術資料において「配置する」を選択した場合、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。
- ・発注者は、基幹技能者の配置が確認できない場合は、工事成績評定から 10 点減ずる。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

(4) 適切な下請契約

- ・受注者は、評価項目に「適切な下請契約」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合は、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。
- ・発注者は、受注者が技術資料において誓約するとした項目の履行を確認できない場合、工事成績評定から 10 点減ずる。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

(5) 感染防止対策(※令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告された工事については記載不要)

- ・受注者は、評価項目に「感染防止対策」があり、技術資料において「誓約又は実績」を選択した場合は、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。
- ・発注者は、受注者が技術資料において誓約又は実績を選択した項目の履行を確認できない場合、工事成績評定から 10 点減ずる。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

【契約書約定事項に関する規定】

- 長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領《34 条》
- 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領《28 条》《29 条》
- 「(別紙 3) 総合評価落札方式契約書約定事項」

2-9 配置予定技術者の重複申請について

- ・他の建設工事の入札(国、県、市町村、公社、公団等が実施する入札)に配置予定技術者として申請した者を、配置予定技術者として重複して申請することができる。
- ・他の建設工事にも重複して申請していた配置予定技術者が、同工事の配置予定技術者として専任することが決定した場合は、申請中の工事案件に「事務様式 5 号：配置予定技術者の専任不可能届」を提出することで、技術資料の審査を辞退することができる。

【配置予定技術者の重複申請に関する規定】

- 長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領《14 条》
- 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領《15 条》

2-10 技術資料の一括提出について

- ・入札公告において技術資料の一括提出ができることが記載されている場合は、該当工事1件に係る技術資料と「技術申請様式4-1号又は4-2号：技術資料の一括提出誓約書」を提出することで、複数の工事に提出する技術資料を省略することができる。

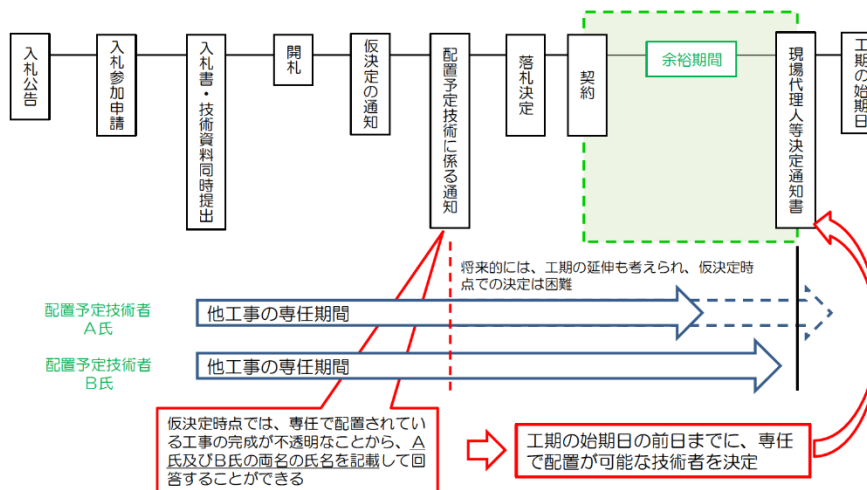
【技術資料の一括提出に関する規定】

- 長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領《35条》
- 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領《9条》

2-11 配置予定技術者の専任配置に係る通知について

- ・余裕期間制度が適用されている工事において、配置予定技術者を2名で申請している場合は、専任で配置する技術者を工期の始期日の前日までに決定し、長崎県建設工事執行規則（制定：昭和49年4月1日 長崎県規則第30号）第21条による「様式第12号：現場代理人等決定通知書」で通知すること。

◎配置技術者の決定及び通知のフロー



◎配置予定技術者に係る通知書及び現場代理人等決定通知書

事務様式4-1号（単体用）		様式第12号（第21条関係）の專用版	
契約担任者 様		現場代理人等決定（変更）通知書（低入札価格・履行確実性確保価格未満対象）	
年 月 日		年 月 日	
住所 商号又は名称 代表者名		受注者 住所 氏名	
配置予定技術者に係る通知書		下記のとおり確認したうえ決定（変更）したので通知します。	
年 月 日付け 第 号により落札仮決定通知のありました 下記工事に係る配置予定技術者について、総合評価落札方式実施要領第30条に基づき下記のとおり通知します。 なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約する。		(A) 「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」との兼務（該当に○） ☐ 兼務はありません ☐ 兼務があり、別途協議します	
記		工事番号 第 号 工事名 市（郡） 町（村） 地内	
1. 工事番号 第 号		1. 現場代理人 (B) 「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者」との兼務（該当に○） 氏 名（7桁） 生年月日 ☐ 兼務はありません ☐ 兼務があり、別途協議します	
2. 工事名		2. 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者・監理技術者補佐 施工体制 技術者の区分 氏 名（7桁） 資格 登録番号又は資格者証番号 (生年月日) (専任/非専任) (生)	
3. 工事場所 市（郡） 町（村） 地内		3. 専門技術者（工事の種類 工事） 氏 名（7桁） 生年月日 資格 登録番号又は資格者証番号	
4. 工事日数 日数		4. 追加技術者 氏 名（7桁） 生年月日 資格 登録番号又は資格者証番号	
5. 配置予定技術者の専任配置の可・不可 ☐ 専任配置可能 ☐ 専任配置不可能		5. 追加技術者 ☐ 兼務はありません ☐ 兼務があり、別途協議します	
総合評価落札方式実施要領第30条を遵守し、上記工事に以下に記載する技術者のいずれかを配置することを誓約します。 配置予定技術者①の氏名 技術者を2名で申請した場合、仮決定時では、申請した2名の技術者が記載ができる 配置予定技術者②の氏名 ※配置予定技術者は、競争参加資格及び総合評価に申請した技術者名を記載すること。 履行確実性確保価格を下回る価格での契約のため、配置予定技術者とは別に配置予定技術者同一の資格を有する者を以下のとおり配置することを誓約します。 配置予定技術者同一の資格を有する者の氏名		6. 追加技術者 氏 名（7桁） 生年月日 資格 登録番号又は資格者証番号 ☐ 兼務はありません ☐ 兼務があり、別途協議します	

2-12 主な工事種別毎の配点及び配点基準

(1) 技術提案型

工事種別		土木一式			解体		P C			鋼構上部		電気 電気通信	管	建築一式			
工事種別（小区分）		陸上		海上	－	プレテン	ポステン	プレテン ポステン	－								
発注部局		土木部等	農林部	土木部等	共通												
発注形態		共通			J V	単体	単体	J V	単体	J V							
技術提案		4															
配置予定技術者の 工事成績等	配置予定技術者の施工実績	同種工事の実績			1.5		1.2		1.5								
		類似工事の実績			0.75		0.6		0.75								
		無し			0		0		0								
	配置予定技術者の工事成績評定 ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・P C上部（ポステン） ・P C上部（J V） ・鋼構上部	80点以上			2.3		1.8		2.3								
		78点以上80点未満			1.73		1.35		1.73								
		76点以上78点未満			1.15		0.9		1.15								
		74点以上76点未満			0.58		0.45		0.58								
		74点未満			0		0		0								
	表彰（優秀現場技術者） ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・P C上部（ポステン） ・P C上部（J V） ・鋼構上部	知事表彰			0.7		0.6		0.7								
		機関長表彰			0.35		0.3		0.35								
		無し			0		0		0								
	配置予定技術者の資格	資格の種類は、発注工事に応じて設定			1.5		1.2		1.5								
					1.13		0.9		1.13								
					0.75		0.6		0.75								
					0		0		0								
配置予定技術者の資格B	資格の種類は、発注工事に応じて設定			1.2		1.2											
				0		0.6											
				0													
企業の 施工実績等	企業の施工実績	同種工事の実績			1.6		1.9		2.1		3.1		2.1				
		類似工事の実績			0.8		0.95		1.05		1.55		1.05				
		無し			0		0		0		0		0				
		工事成績評定 ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・P C上部（ポステン） ・P C上部（J V） ・鋼構上部	80点以上			0.7		0.8		0.9		1.4		0.9		0.7	
			78点以上80点未満			0.53		0.6		0.68		1.05		0.68		0.53	
	76点以上78点未満			0.35		0.4		0.45		0.7		0.45		0.35			
	74点以上76点未満			0.18		0.23		0.35		0.35		0.23		0.18			
	74点未満			0		0		0		0		0		0			
	施工実績件数				0.7		0.8		0.9		1.4		0.9		0.7		
		発注工事に応じて設定			0.53		0.4		0.45		0.7		0.45		0.35		
					0.35		0		0		0		0				
					0.18												
					0												
	優秀工事表彰 ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・P C上部（ポステン） ・P C上部（J V） ・鋼構上部	知事表彰			0.3						0.4		0.3				
		機関長表彰			0.15						0.2		0.15				
		無し			0						0		0				
		年間受注高の状況				0.9	0.9	0.9									
				0.68	0.45	0.68											
				0.45	0	0.45											
				0.23		0.23											
				0		0											
				-0.45		-0.45											
				-0.9		-0.9											
	継続的専門能力開発システム（CPDS／建築CPD）		発注工事に応じて設定	0.5													
		0						0		0							
基幹技術者の配置		0.2						0.3		0.2		0.6					
		発注工事に応じて設定	0						0		0		0.4				
													0.2				
													0				
専門技術者の雇用状況		5人以上雇用			0.4												
		1～4人雇用			0.2												
		雇用なし			0												
作業船の自社保有状況		作業船の自社保有状況				1.4											
				1.05													
	主作業船、作業船の保有隻数及び海上監督作業管理技士の人数に応じて評価			0.7													
				0.35													
				0													
	曳船の自社保有状況				0.6												
					0.45												
		主曳船、曳船の保有隻数及び船員保険適用の船員の人数に応じて評価			0.3												
					0.15												
					0												
工事の種実かつ円滑な実施体制としての観点	発注工事、発注形態に応じて設定	1.2		0.5		1.2		1.2		0.3		1.2					
		0.6		0.25		0.6		0.8		0.6		0.15		0.6			
		0		0		0		0.4		0		0		0			
								0									
管内の施工実績	5件以上	0.6		0.3		1.2						0.8		1.2			
		0.3		0.15		0.6						0.4		0.6			
		0		0		0						0		0			
	3件以上	0		0		0						0		0			
		0.5		0.2		0.5						0.5		0.5			
		0.25		0.1		0.25						0.25		0.25			
	無し	0		0		0						0		0			
		0.2		0.1		0.2						0.2		0.2			
		実績なし		0		0						0		0			
	特定工事の実績	3件以上の受注実績	0.6														
0.4																	
0.2																	
0																	
鋼橋補修工事の実績	実績あり											0.3					
												0					
												0.4					
												0.2					
保守点検業務の受注実績	2件以上の受注実績											0.4					
												0.2					
												0					
												0					
従業員数	30人以上											0.2					
												0.1					
												0					
												0					
適切な下請契約	3項目誓約											2.0		1.8			
												1.2		1.34		1.2	
												0.6		0.67		0.6	
												誓約しない		0		0	

(2) 施工能力1型、施工計画1型（建築一式工事のみ）

工事種別		土木一式			とび		舗装		解体		PC			鋼構造物		浮桟橋		鋼橋上部		塗装		しりめんつ		機械器具		電気		電気通信		管		建築一式				
工事種別（小区分）		陸上		海上		吹付		地すべり		—		タンク		プレテン		ボステン		プレテンボステン		—		ハイブリッド		鋼製		—		—		—		—				
発注部局		土木部等		農林部		土木部等		共通																												
発注形態		共通										単体		単体		単体		JV		共通					JV		単体		共通		共通		単体		共通	
施工計画																																2.0				
配 置 予 定 技 術 者	配置予定技術者の施工実績	同様工事の実績		0.7				0.6		0.7		0.6		0.7		1.2		0.6		0.7		1.5		0.7		0.7										
		類似工事の実績		0.35		0.3		0.35		0.3		0.35		0.6		0.3		0.35		0.75		0.35		0.35		0.35										
		無し		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0										
	配置予定技術者の工事成績評定 ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・PC上部（ボステン） ・PC上部（JV） ・鋼橋上部	80点以上		1.2		0.9		1.2		0.9		1.2		0.6		0.9		1.2						1.2		1.2										
		78点以上80点未満		0.9		0.68		0.9		0.68		0.9		0.45		0.68		0.9						0.9		0.9										
		76点以上78点未満		0.6		0.45		0.6		0.45		0.6		0.3		0.45		0.6						0.6		0.6										
		74点以上76点未満		0.3		0.23		0.3		0.23		0.3		0.15		0.23		0.3						0.3		0.3										
		74点未満		0		0		0		0		0		0		0		0						0		0										
	表彰（優秀現場技術者） ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・PC上部（ボステン） ・PC上部（JV） ・鋼橋上部	知事表彰		0.4		0.3		0.4		0.3		0.4		0.2		0.3		0.4						0.4		0.4										
		機関長表彰		0.2		0.15		0.2		0.15		0.2		0.1		0.15		0.2						0.2		0.2										
		無し		0		0		0		0		0		0		0		0						0		0										
	配置予定技術者の資格			0.7		0.6		0.7		0.6		0.7		1.0		0.6		0.7		1.5		0.7		0.7												
		資格の種類は、発注工事に応じて設定		0.53		0.45		0.53		0.45		0.53		0.75		0.45		0.53		1.13		0.53		0.53												
				0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0												
	配置予定技術者の資格B			0.6						0.6						0.6																				
		資格の種類は、発注工事に応じて設定		0						0.3						0.3																				
	企 業 の 実 績 調 査 係	企業の施工実績	同様工事の実績		0.9		1.3		1.1		1.3		1.1		1.3		3.4		4.4		2.5		1.3		0.9		7.0		1.3		1.0					
			類似工事の実績		0.45		0.65		0.55		0.65		0.55		0.65		1.7		2.2		1.25		0.65		0.45		3.5		0.65		0.5					
無し			0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0							
工事成績評定 ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・PC上部（ボステン） ・PC上部（JV） ・鋼橋上部		80点以上		0.4						0.5				0.4		0.5		0.9		0.5		0.4				0.5		0.4								
		78点以上80点未満		0.3						0.38				0.3		0.38		0.68		0.38		0.3				0.38		0.3								
		76点以上78点未満		0.2						0.25				0.2		0.25		0.45		0.25		0.2				0.25		0.2								
		74点以上76点未満		0.1						0.13				0.1		0.13		0.23		0.13		0.1				0.13		0.1								
		74点未満		0						0				0		0		0		0		0				0		0								
施工実績件数				0.4		0.5		0.5		0.5		0.5		0.4		0.5		0.9		0.5		0.4				0.5		0.4								
		発注工事に応じて設定		0.3		0.25		0.38		0.25		0.25		0.2		0.25		0.45		0.25		0.2				0.25		0.2								
				0.2		0		0.25		0		0		0		0		0		0		0				0		0								
				0.1				0.13																												
				0				0																												
優秀工事表彰 ※以下の工事は九地整の実績も対象 ・PC上部（ボステン） ・PC上部（JV） ・鋼橋上部		知事表彰						0.2						0.3		0.4		0.2						0.2		0.1										
		機関長表彰						0.1						0.15		0.2		0.1						0.1		0.05										
		無し						0						0		0		0						0		0										
年間受注高の状況				0.6		0.6		0.5						0.6		0.8				0.5																
		発注工事に応じて設定		0.45		0.3		0.38						0.45		0.6				0.38																
				0.3		0		0.25						0.3		0.4				0.25																
			0.15				0.13						0.15		0.2				0.13																	
			0				0						0		0				0																	
継続的専門能力開発システム（CPDS／建築CPD）	発注工事に応じて設定		-0.3				-0.25						-0.3		-0.4				-0.25																	
			-0.6				-0.5						-0.6		-0.8				-0.5																	
			0.3										0.5		0.3				0.3																	
			0										0		0				0																	
			0.1				0.1				0.1		1		0.2		0.1				0.1		0.2													
基幹技術者の配置	発注工事に応じて設定		0				0				0		0		0		0		0		0		0		0		0.1		0.2							
			0				0				0		0		0		0		0		0		0		0		0.1		0.1							
専門技術者の雇用状況	5人以上雇用						0.2				0.2																									
	1～4人雇用						0.1				0.1																									
	雇用なし						0				0																									
企業の実施工能力 作業船関係	作業船の自社保有状況				1.1														1.1																	
	主作業船、作業船の保有隻数及び海上起重作業管理技士の人数に応じて評価				0.83														0.83																	
					0.55														0.55																	
					0.28														0.28																	
					0														0																	
現地の自社保有状況	現地の自社保有状況				0.5														0.5																	
	主曳船、曳船の保有隻数及び船員保険適用の船員の人数に応じて評価				0.38														0.38																	
					0.25														0.25																	
					0.13														0.13																	
					0														0																	
工事の確実かつ円滑な実施体制としての観点	発注工事、発注形態に応じて設定		1.2		0.6		1.2				1.2		0.8		1.2				0.3		1.2		0.6				1.2		0.6							
			0.8		0.3		0.6				0.6		0.8		0.6				0.15		0.6		0.3				0.6		0.3							
			0.4		0		0				0		0.4		0				0		0		0				0		0							
			0								0				0																					
管内の施工実績	発注工事、発注形態に応じて設定		0.5		0.5		1.1		1.9		1.1		0.5		1.1		0.5		0.8		1.1		0.6													
			0.25		0.25		0.55		0.95		0.55		0.55		0.25		0.55		0.25		0.55		0.3													
			0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0													
			0.5		0.3		0.5		0.8		0.5		0.5		0.5		0.3		0.5		0.3		0.2													
社会貢献活動の実績A	活動実績A		0.25		0.15		0.25		0.4		0.25		0.25		0.15		0.25		0.15		0.25		0.1													
	無し		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0													
社会貢献活動の実績B	実績あり		0.2		0.1		0.2		0.3		0.2		0.2		0.2		0.1		0.2		0.1		0.1													
	実績なし		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0													
特定工事の実績	3件以上の受注実績		0.6																																	
	2件の受注実績		0.4																																	
	1件の受注実績		0.2																																	
	実績なし		0																																	
損壊補修工事の実績	実績あり																		0.3																	
	実績なし																		0																	
保守点検業務の受注実績	2件以上の受注実績																								0.3											
	1件の受注実績																								0.15											
	実績なし																								0											

(3) 施工能力2型

工事種別			土木一式			とび		舗装	
工事種別（小区分）			陸上		海上	吹付	地すべり	－	
発注部局			土木部等	農林部	土木部等	共通			
発注形態			共通						
配置予定技術者	配置予定技術者の工事成績評定	80点以上	－			－			
		78点以上80点未満	－			－			
		76点以上78点未満	－			－			
		74点以上76点未満	－			－			
		74点未満	－			－			
	配置予定技術者の資格	資格の種類は、発注工事に応じて設定	－			－			
			－			－			
			－			－			
			－			－			
	配置予定技術者の資格B	資格の種類は、発注工事に応じて設定	－			－			
						－			
企業の実績関係	工事成績評定	80点以上	0.4			0.6	0.5	0.6	
		78点以上80点未満	0.3			0.45	0.38	0.45	
		76点以上78点未満	0.2			0.3	0.25	0.3	
		74点以上76点未満	0.1			0.15	0.13	0.15	
		74点未満	0			0	0	0	
	年間受注高の状況	発注工事に応じて設定	0.6	0.6	0.6	0.4			
			0.45	0.3	0.45	0.2			
			0.3	0	0.3	0			
			0.15		0.15				
			0		0				
			-0.3		-0.3				
			-0.6		-0.6				
	継続的専門能力啓発システム（CPDS／建築CPD）	発注工事に応じて設定	0.3				0.2	0.3	
			0				0	0	
	基幹技能者の配置	配置する	0.1						
		配置しない	0						
	専門技術者の雇用状況	5人以上雇用						0.2	
		1～4人雇用						0.1	
		雇用なし						0	
	企業の施工能力	作業船の自社保有状況	主作業船、作業船の保有隻数及び海上起重作業管理技士の人数に応じて評価			0.6			
						0.45			
						0.3			
						0.15			
						0			
		曳船の自社保有状況	主曳船、曳船の保有隻数及び船員保険適用の船員の人数に応じて評価			0.3			
0.23									
0.15									
0.08									
0									
地域精通度・地域貢献度	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	発注工事、発注形態に応じて設定	0.7	0.3	0.9			0.9	
			0.53	0.15	0.45			0.45	
			0.35	0	0			0	
			0.18						
			0						
	管内の施工実績	実績あり					0.7		
	実績なし	0							
	社会貢献活動の実績A	活動実績A	0.3	0.2	0.4	0.5	0.4		
		活動実績B	0.15	0.1	0.2	0.25	0.2		
	社会貢献活動の実績B	無し	0	0	0	0	0		
実績あり		0.2	0.1	0.2	0.3	0.2			
特定工事の実績	実績なし	0	0	0	0	0			
		3件以上の受注実績	0.3						
		2件の受注実績	0.2						
		1件の受注実績	0.1						
適切な下請契約	3項目誓約	0							
		0.6							
		0.4							
		0.2							
	誓約しない	0							

(4) 施工能力3型

工事種別			土木一式						とび		舗装		
工事種別（小区分）			陸上				海上		吹付		－		
発注部局			土木部等		農林部		土木部等		共通				
発注価格帯			7千以上	7千未満	7千以上	7千未満	7千以上	7千未満	7千以上	7千未満	7千以上	7千未満	
配置 予定 技術 者	配置予定技術者の年齢・性別	男性 3 5 歳未満	1.0										
		女性 4 5 歳未満											
		男性 3 5 歳以上 4 0 歳未満	0.67										
		男性 4 0 歳以上 4 5 歳未満	0.34										
		男性女性ともに 4 5 歳以上	0										
	配置予定技術者の資格	資格の種類は、発注工事に応じて設定	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
			0	0.25	0	0.25	0	0.25	0	0.25	0	0.25	
				0		0		0		0		0	
企業の実績関係	工事成績評定	80点以上	0.4						0.9				
		78点以上80点未満	0.3						0.68				
		76点以上78点未満	0.2						0.45				
		74点以上76点未満	0.1						0.23				
		74点未満	0						0				
	年間受注高の状況	発注工事に応じて設定	0.5	0.5		0.5							
			0.38	0.25		0.38							
			0.25	0		0.25							
			0.13			0.13							
			0			0							
			-0.25			-0.25							
	-0.5	-0.5											
	作業船関係	作業船の自社保有状況	主作業船、作業船の保有隻数及び海上起重作業管理技士の人数に応じて評価					0.7					
								0.53					
								0.35					
								0.18					
								0					
		曳船の自社保有状況	主曳船、曳船の保有隻数及び船員保険適用の船員の人数に応じて評価					0.4					
0.3													
0.2													
0.1													
0													
地域精進度・地域貢献度	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	発注工事、発注形態に応じて設定	1.1				0.5		1.1				
			0.55				0.25		0.55				
			0				0		0				
	社会貢献活動の実績A	活動実績 A	0.5				0.2		0.5				
		活動実績 B	0.25				0.1		0.25				
		無し	0				0		0				
適切な下請契約	3 項目誓約	1.00						0.80		1.00			
	2 項目誓約	0.67						0.53		0.67			
	1 項目誓約	0.34						0.27		0.34			
	誓約しない	0						0		0			

2-13 評価項目別の評価内容一覧表

工種別早見表

企業 の 施 工 能 力	評価項目	土木 一式	とび・土	ほ装	建築 一式	解体	管	電気
	工事成績の評価	対象期間：2年間 対象工種：土木一式	対象期間：2年間 対象工種：とび・土	対象期間：2年間 対象工種：ほ装	対象期間：5年間 対象工種：建築一式 総務部県庁舎建設課を含む	対象期間：5年間 対象工種：建築一式または解体 のいずれか 総務部県庁舎建設課を含む	対象期間：5年間 対象工種：管	対象期間：5年間 対象工種：電気
	施工実績件数	対象期間：2年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：2年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：2年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）
	優秀工事表彰	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 ただし、建築一式工事に限る	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 ただし、解体工事または建築 一式工事に限る	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない
	年間受注高の状況	平均完成工事高 （公告日直前の 5カ年の平均） 対象工種：土木一式 、とび・土、しゅんせつ	—	—	—	—	—	—
	継続的専門能力啓発 システム	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） 建築CPD	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） 建築CPD	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） 建築CPD	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） 建築CPD
	管内の実績	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	公告年度 直前15カ年 建築一式工事に限る	公告年度 直前15カ年 建築一式及び解体	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	公告年度 直前15カ年 工種を問わない
	社会貢献活動の実績A	公告日の前年度	公告日の前年度	公告日の前年度	公告日の前年度	公告日の前年度	公告日の前年度	公告日の前年度
	社会貢献活動の実績B	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	公告日の前年度	公告日の前年度
	特定工事の受注実績	公告の属する年度の 直前2カ年度から 公告日まで ※陸上工事にのみ 評価適用	—	—	—	—	—	—
	鋼橋補修工事の受注実績	—	—	—	—	—	—	—
	保守点検業務の受注実績	—	—	—	—	—	—	公告日の属する年度の直前 3カ年度から公告日まで

企業 の 施 工 能 力	評価項目	電気 通信	鋼 構造物	鋼橋上部	浮橋	しゅん せつ	塗装	プレストレストコンクリート
	工事成績の評価	対象期間：5年間 対象工種：電気通信	対象期間：5年間 対象工種：鋼構造物	対象期間：5年間 対象工種：鋼橋上部工 組工事または九州地方整備局発注工 事のいずれか	対象期間：5年間 対象工種： 工場製作を伴う浮橋または 浮防波堤工事（新設に限る）	対象期間：5年間 対象工種：しゅんせつと土木 一式を別々に提出すること。	対象期間：5年間 対象工種：塗装	対象期間：5年間 対象工種：プレストレストコン クリート 組工事または九州地方整備局発注工 事のいずれか
	施工実績件数	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）	対象期間：5年間 （工事成績評価の 対象工事件数）
	優秀工事表彰	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 県の優秀工事表彰または九州 地方整備局の優良施工業者表 彰（安全施工業者は対象外）	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工場製作を伴う浮橋または 浮防波堤工事（新設に限る）	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 工種を問わない	対象期間：公告日の年度を含む 10カ年 県の優秀工事表彰または九州 地方整備局の優良施工業者表 彰（安全施工業者は対象外）
	年間受注高の状況	—	—	—	平均完成工事高 （公告日直前の 5カ年の平均） 工場製作を伴う浮橋または 浮防波堤工事（新設に限る）	平均完成工事高 （公告日直前の 5カ年の平均） 対象工種：土木一式 、とび・土、しゅんせつ	—	—
	継続的専門能力啓発 システム	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） 建築CPD	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS	—	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS	公告日の属する年度の前年度の 10月31日から遡った1 年間（令和5年度に限り、平 成30年11月1日から令和元 年10月31日における実績も 可） CPDS
	管内の実績	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	—	—	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	公告年度 直前15カ年 工種を問わない	公告年度 直前15カ年 工種を問わない
	社会貢献活動の実績A	公告日の前年度	公告日の前年度	—	—	公告日の前年度	公告日の前年度	公告日の前年度
	社会貢献活動の実績B	公告日の前年度	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	—	—	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）	公告日の前年度（令和5年度 に限り、土木の日（住宅フェ ア）、山防災ヘルパーにつ いては令和元年度の実績も 可）
	特定工事の受注実績	—	—	—	—	—	—	—
	鋼橋補修工事の受注実績	—	—	公告日の属する年度の 直前5カ年度から 公告日まで	—	—	—	—
	保守点検業務の受注実績	公告日の属する年度の直前 3カ年度から公告日まで	—	—	—	—	—	—

2-14 評価項目別の実績対象者一覧

評価項目		評価内容の対象期間	対象期間内における工事実績の評価対象者					
			実績が単体受注の工事の場合	実績が共同企業体で受注した工事（一般的な工事）の場合		実績が共同企業体で受注した工事（高度な技術を要する工事）※4の場合		
				代表構成員	その他構成員 ※5	代表構成員	その他構成員 ※5	
配置 の 予定 能力 技術 者	配置予定技術者の施工実績	○公告日の属する年度の直前 15ヶ年度前から公告日まで	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	×：主任（監理）技術者	
	配置予定技術者の工事成績 評価	○公告日の属する年度の直前 5ヶ年度前から公告日まで	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	○：主任（監理）技術者 ○：現場代理人※3	×：主任（監理）技術者	
	表彰（優秀現場技術者）	○公告日の属する年度の直前 10ヶ年度前から公告日まで	○：主任（監理）技術者 ×：現場代理人	○：主任（監理）技術者 ×：現場代理人	○：主任（監理）技術者	○：主任（監理）技術者 ×：現場代理人	○：主任（監理）技術者	
	配置予定技術者の資格A	○資格取得日から、競争参加 資格確認申請書の提出期限日 までの期間	—	—	—	—	—	
企業 の 施 工 能 力	企業の施工実績	○公告日の属する年度の直前 15ヶ年度前から公告日まで	○	○	○	○	○	
	工事成績の評価	○公告日の属する年度の 前年度の9月30日から遡った2 年間又は5年間	○	○	○	○	○	
	施工実績件数	○評価項目「工事成績の評 定」の対象となった工事件数 とする	○	○	○	○	○	
	優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前 10ヶ年度前から公告日まで	○	○	○	○	○	
	年間受注高の状況 評価対象工事種別	○年間受注高 ・落札決定日が、公告する工 事の公告日の前日から1年間 遡った期間※1	○	○ (出資比率)	○ (出資比率)	○ (出資比率)	○ (出資比率)	
		○年度平均完成工事高 ・工事完成確認書の通知日が 公告日の属する年度の直前 5か年度の期間※2	○	○ (出資比率)	○ (出資比率)	○ (出資比率)	○ (出資比率)	
	継続的専門能力啓発システ ム（CPDS） （建築CPD）	○公告日の属する年度の 前年度の10月31日から遡った 1年間	—	—	—	—	—	
	基幹技能者の配置	—	—	—	—	—	—	
	地域精 通度	工事の確実かつ円滑 な実施体制としての 拠点	—	—	—	—	—	
		管内の施工実績	○公告日の属する年度の直前 15ヶ年度	○	○	○	○	○
	地域貢 献度	社会貢献活動の実績 A	○公告日の属する年度の 前年度	—	—	—	—	—
		社会貢献活動の実績 B	○公告日の属する年度の 前年度	—	—	—	—	—
	労務賃金の支払い	—	—	—	—	—	—	
	従業員数	○公告日の属する年度	—	—	—	—	—	
	下請次數の制限	—	—	—	—	—	—	

（注意事項）

- ※1 対象期間内の土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事の当初契約額（税込み）の合計金額とする。ただし随意契約は除く
- ※2 対象期間内の土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事の最終請負額（税込み）の合計金額とする。ただし、最終請負金額500万円未満の工事は除く
- ※3 工期の始期日以前に当該工事業種の主任技術者になり得る資格を取得して従事した工事のうち、最終工期の1/2以上の従事期間を対象とする。
- ※4 高度な技術を要する工事とは、トンネル工事、橋梁上部工事（PC橋・鋼橋）、ダム工事、海上工事とする。
- ※5 出資比率が20%以上の構成員に限る。

2-15 評価の対象となる発注機関及び工事

	配置予定技術者の施工実績	配置予定技術者の工事成績評価	企業の施工実績	企業の工事成績の評価	管内の施工実績
土木一式工事（陸上） とび・土工事 舗装工事 鋼構造物工事	公共工事	長崎県土木部	県内で施工した公共工事	長崎県土木部	長崎県が発注した公共工事
		水産部		水産部	
		農林部		農林部	
		環境部自然環境課		環境部自然環境課	
				3公社	
P C工事 P C上部工事 (プレテン) P C上部工事 (ポステン) 鋼橋上部工事	公共工事	長崎県土木部	公共工事	長崎県土木部	長崎県が発注した公共工事
		水産部		水産部	
		農林部		農林部	
		環境部自然環境課		環境部自然環境課	
		九州地方整備局		3公社	
土木一式工事（海上） しゅんせつ工事	公共工事 (長崎県内の港湾区域内及び漁港区域内で施工した工事)	長崎県土木部	公共工事 (長崎県内の港湾区域内及び漁港区域内で施工した工事)	長崎県土木部	長崎県が発注した公共工事
		水産部		水産部	
		農林部		農林部	
		環境部自然環境課		環境部自然環境課	
				3公社	
解体工事	公共工事又は民間工事	長崎県土木部	県内で施工した公共工事又は民間工事	長崎県土木部	公共工事(長崎県立大学法人を含む)
		水産部		水産部	
		農林部		農林部	
		環境部自然環境課		環境部自然環境課	
		総務部県庁舎建設課		総務部県庁舎建設課	
		県警本部庁舎の解体工事		県警本部庁舎の解体工事	
				3公社	
建築一式工事 電気工事 管工事 電気通信工事	公共工事又は民間工事	長崎県土木部	県内で施工した公共工事又は民間工事	長崎県土木部	公共工事(長崎県立大学法人を含む)
		水産部		水産部	
		農林部		農林部	
		環境部自然環境課		環境部自然環境課	
		総務部県庁舎建設課		総務部県庁舎建設課	
				3公社	

「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

2-16 競争参加資格の確認資料及び総合評価に必要な提出書類

(1) 技術提案型・施工計画型

以下に示す書類を電子入札補助システムにより提出すること。

① 入札参加申請において提出が必要となる書類

提出書類の名称		技術提案型		施工計画1型	
		単体	JV	単体	JV
共通事項書4(2)イ	技術提案(様式2-1号)	○	○	—	—
共通事項書4(2)ウ	技術提案(様式2-5号)	○	○	—	—
共通事項書4(2)エ	施工計画(様式3号)	—	—	○	○

② 入札期間に提出が必要となる競争参加資格の確認資料及び技術資料

名称		技術提案型		施工計画1型	
		単体	JV	単体	JV
共通事項書4(1)ア	特定建設工事共同企業体協定書の写し	—	○	—	○
共通事項書4(1)イ	建設業法の許可通知書の写し	○	○	○	○
共通事項書4(1)ウ	総合評定値通知書の写し(注1)	○	○	○	○
共通事項書4(1)エ	同種工事の施工実績(実施要綱様式3号)	(注2)		(注2)	
共通事項書4(1)オ	配置予定技術者の資格及び工事経験表(実施要綱様式4号)	○	○	○	○
共通事項書4(1)カ	上記オの条件を証する資料	(注3)		(注3)	
共通事項書4(1)キ	適用規格の認証	—	—	—	—
共通事項書4(1)ク	作業船保有確認証の写し	(注4)		(注4)	
共通事項書4(1)ケ	公告において定める書類	(注5)		(注5)	
共通事項書4(2)ア	技術者及び企業の施工能力調書(様式1号)	○	○	○	○
共通事項書4(2)オ	公告において定める書類	(注6)		(注6)	

(注意事項)

注1: 総合評定通知書の写しは、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けている場合のみ直近の総合評定通知書の写しを提出

注2: 競争参加資格要件に、企業の工事実績を求める場合は提出が必要

注3: 競争参加資格要件に、技術者の工事経験、施工実績を求める場合は提出が必要

※工事経験の年数を条件にしている場合は、「実務経験表」を公告に添付

注4: 港湾・漁港の海上工事の場合は提出が必要

注5: 競争参加資格要件にその他条件を求める場合は提出が必要(以下は代表的な事例)

- ・特認営業所に参加を可とする場合の承認文書の写し
- ・2億円を超える漁港漁場工事の「施工環境管理者」の配置
- ・実務経験年数を求める場合の、実務経験表

注6: 総合評価としてその他資料を求める場合は、提出が必要

(2) 施工能力型

以下に示す書類を電子入札補助システムにより提出すること。

①入札参加申請において提出が必要となる書類（入札期間に提出）

名称		施工能力1型		施工能力2型		施工能力3型	
		単体	JV	単体	JV	単体	JV
共通事項書4(1)ア	特定建設工事共同企業体協定書の写し	－	○	－	○	－	○
共通事項書4(1)イ	建設業法の許可通知書の写し	○	○	○	○	○	○
共通事項書4(1)ウ	総合評定値通知書の写し(注1)	○	○	○	○	○	○
共通事項書4(1)エ	同種工事の施工実績(実施要綱様式3号)	(注2)		(注2)		(注2)	
共通事項書4(1)オ	配置予定技術者の資格及び工事経験表 (実施要綱様式4号)	○	○	○	○	○	○
共通事項書4(1)カ	上記オの条件を証する資料	(注3)		(注3)		(注3)	
共通事項書4(1)キ	適用規格の認証	－	－	－	－	－	－
共通事項書4(1)ク	作業船保有確認証の写し	(注4)		(注4)		(注4)	
共通事項書4(1)ケ	公告において定める書類	(注5)		(注5)		(注5)	

(注意事項)

注1: 総合評定通知書の写しは、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査をい受けている場合のみ直近の総合評定通知書の写しを提出

注2: 競争参加資格要件に、企業の工事実績を求める場合は提出が必要

注3: 競争参加資格要件に、技術者の工事経験、施工実績を求める場合は提出が必要
※工事経験の年数を条件にしている場合は、「実務経験表」を公告に添付

注4: 港湾・漁港の海上工事の場合は提出が必要

注5: 競争参加資格要件にその他条件を求める場合は提出が必要(以下は代表的な事例)
・特認営業所を参加を可とする場合の承認文書の写し

②入札期間に提出が必要となる技術資料

名称		施工能力1型		施工能力2型		施工能力3型	
		単体	JV	単体	JV	単体	JV
共通事項書4(2)ア	技術者及び企業の施工能力調書(様式1号)	○	○	○	○	○	○
共通事項書4(2)オ	公告において定める書類	(注6)		(注6)		(注6)	

注6:総合評価としてその他資料を求める場合は、提出が必要
・実務経験年数を求める場合の、実務経験表

第三章 企業の施工能力評価事前審査登録

この制度は、下記試行要領に基づき、毎年度、長崎県が執行する総合評価落札方式による入札において、以下の評価項目について事前審査を行い、その審査結果を入札執行前に登録しておくことにより、入札参加者が入札の際に発注案件ごとに提出する「企業の施工能力」に関する書類の軽減を図るものである。

3-1 事前登録項目

- ・工事成績評定
- ・施工実績件数
- ・優秀工事表彰
- ・継続的専門能力啓発システム（CPDS/建築 CPD）
- ・年間受注高の状況（年度平均完成工事高）
- ・管内の施工実績
- ・社会貢献活動の実績 A
 - －公共施設の清掃・美化活動
 - －災害支援等（災害支援協定、家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動に関する協定）に関する活動
- ・社会貢献活動の実績 B
 - 消防団員の雇用
 - 「土木の日」イベント運営協力
 - 「住宅フェア」イベント運営協力
 - 山地防災ヘルパーの活動実績
 - 道守等の所属
 - 高校生、大学生等が取り組む建設業に係る現場実習協力

3-2 事前登録申請

事前登録を希望する者は、「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書」に加え、事前審査説明書に記載している必要な添付資料等及び 84 円切手を貼った返信用の封筒（長 3 号 20mm × 235mm）を添えて、紙媒体 1 部（申請書及び添付資料等）電子媒体（CD-R）1 部（申請書及び提出様式の Excel データと添付資料の PDF データ）を長崎県土木部建設企画課総合評価班に郵送により申請を行うものとする。

また、登録申請する項目は 5-1 に定める項目の全部、又は一部とする。

事前審査登録した項目及び内容を活用する場合は、「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査結果通知書」の内容を記載し、結果通知書の写しを添付すること。

- 第 1 回申請（工事成績評定、優秀工事表彰、継続的専門能力啓発システム CPDS/建築 CPD）
「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書（第 1 回申請用）（以下「申請書」という。）」及び添付資料等により申請を行うものとする。
- 第 2 回申請（年間受注高の状況、管内の施工実績、社会貢献活動の実績 A、社会貢献活動の実績 B）
「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書（第 2 回申請用）（以下「申請書」という。）」及び添付資料等により申請を行うものとする。
- 随時申請（全項目）
「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書（随時申請用）（以下「申請書」という。）」及び添付資料等により申請を行うものとする。

3-3 申請書の確認及び登録

事前審査登録は、申請書と添付資料の確認を行い、県データベースに登録を行うものとする。

ただし、以下の評価項目については、申請データと県データに相違がある場合は、申請者に連絡し、相互確認のあとに登録するものとする。

- ・工事成績評定
- ・施工実績件数
- ・年間受注高の状況（年度平均完成工事高）

3-4 事前審査登録内容の通知

登録内容は、返信用封筒により郵送するものとし、添付資料及び電子媒体については返却を行わない。

3-5 申請期間

第1回申請期間は、毎年1月から2月末日（当日消印有効）

第2回申請期間は、毎年4月1日から4月15日（当日消印有効）

随時申請期間は、毎年5月1日から **15日**（当日消印有効）

3-6 申請内容の使用範囲及び有効期間

登録された申請内容は、長崎県環境部・水産部・農林部・土木部及び県警本部が入札公告する総合評価落札方式による工事案件に適用する。

第1回申請結果通知書の有効期間は、毎年4月1日以降の入札公告から3月末日まで

第2回申請結果通知書の有効期間は、毎年5月1日以降の入札公告から3月末日まで

随時申請結果通知書の有効期間は、翌月1日以降の入札公告から3月末日まで

3-7 その他

事前登録した内容は、建設企画課総合評価班において適切にデータ管理を行い、入札案件ごとに該当する企業の審査結果を入札執行機関に通知する。

なお、本制度の活用は当該企業の自由意志とする。

【事前審査制度に関する規程】

○企業の施工能力評価事前審査制度実施要領（制定：平成25年12月15日 25建企第485号）

（最終改正：**令和5年12月15日 5建企第324号**）

第四章 総合評価審査委員会

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえ、長崎県の発注工事のうち、総合評価落札方式における入札参加業者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、「学識経験を有する者」から意見聴取を行う長崎県総合評価審査委員会を設置する。

4－1 審査委員会の役割

委員会に、全体委員会及び小委員会を置き、長崎県で実施する総合評価落札方式に関して、以下の内容について意見を聴取するものである。

①全体委員会

- ア) 総合評価落札方式の改善、入札・契約手続きのあり方に関すること。
- イ) 総合評価落札方式の実施方針の策定及び複数の工事に共通する評価方法等、ガイドラインの策定に関すること。

②小委員会

- ア) 総合評価落札方式の実施の適否に関すること。
- イ) 落札決定基準に関すること。
- ウ) 技術提案の審査に関すること。
- エ) 落札者の決定に関すること。

4－2 意見聴取の目的

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、「学識経験を有する者」から意見聴取を行う。

4－3 意見聴取の時期

- ①総合評価落札方式の改善等、制度を改正しようとするとき。
- ②総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ③総合評価落札方式による落札者を決定しようとするとき。

4－4 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、原則 2 名以上の学識経験者に直接意見聴取を行う。

4－5 審査委員会の開催

①全体委員会

特に理由のある場合を除き、審議内容及び学識経験者名について公開する。

②小委員会

技術提案に関するものなど、企業の知的財産について議論することから、審議内容については非公開、学識経験者名についても非公表とする。

4－6 学識経験者の定義

学識経験者とは、大学の教授や国の行政経験者等の専門知識を持つ方を学識経験者という。

【総合評価審査委員会に関する規程】

- 長崎県総合評価審査委員会設置要領（制定：平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 469 号）
（最終改正：令和 5 年 1 月 12 日 4 建企第 436 号）

第五章 技術審査分科会

長崎県土木部、水産部、農林部所管の建設工事のうち、総合評価落札方式（高度技術提案型及び技術提案型）に関する事項のうち技術提案の審査、及び施工体制確認型総合評価落札方式の施工体制評価点の審査を行うため、長崎県土木部所管競争参加資格委員会の下部組織として、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）を設置する。

5－1 組織

技術審査分科会は、建設企画課企画監を会長とし、関係部局の各課総括課長補佐等で組織する。

5－2 技術分科会の召集時期及び運営

召集時期は、長崎県総合評価審査委員会に意見聴取を行う前とし、当該工事主務課を含めた5名以上の委員の出席をもって成立する。

技術審査分科会の庶務は、建設企画課が行うものとする。

他の知事部局及び県警本部より総合評価落札方式の審査依頼があった場合は、これを受けることができるものとする。

長崎県総合評価審査委員会より、異なる意見が出た場合は、再度技術分科会に諮る。

5－3 当該工事主務課の役割

当該主務課の委員は以下に掲げる事項を、必要に応じ、担当部局の競争参加委員会に報告するものとする。

- ・技術審査分科会の審査結果
- ・総合評価審査会の意見聴取
- ・総合評価審査委員会で異なる意見が出た場合の再審査の結果

【技術審査分科会に関する規程】

- 長崎県土木部所管競争参加資格委員会設置要綱
（制定：平成6年8月24日6監第170号）
（最終改正：令和5年3月16日4建企第529号）
- 長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領
（制定：平成20年3月17日19建企第618号）
（最終改正：令和5年3月16日4建企第530号）

第六章 その他

6－1 入札結果等の公表

公表は、「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」により、長崎県ＨＰ「長崎県入札情報ポータルサイト」に登載するものとする。

【入札結果の公表に関する規程】

- 公共工事の入札結果及び契約内容の公表について
(最終改正：令和４年３月２９日 ３建企第５７３号)
- 長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領《２９条》《３１条》
- 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領《２４条》《２６条》

6－2 審査結果及び入札結果の説明要求

次に掲げる事項について理由の説明要求を行うことができるものとする。

- ①競争参加資格がないと認めた理由
- ②技術提案が採用されなかった理由
- ③施工計画が採用されなかった理由
- ④落札者を決定した理由
- ⑤落札者とされなかった理由

【審査結果及び入札結果の説明要求に関する規程】

- 長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領《３２条》《３３条》
- 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領《２７条》
- 長崎県建設工事苦情処理手続き要綱（制定：平成１５年６月２０日 １５監１４９号）
(最終改正：令和３年３月２日 ２建企第６１７号)

6－3 開示請求

【情報公開条例に基づく開示請求】

技術提案内容に関する、第三者からの開示請求に対しては、企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しない。また、点数の根拠となる審査内容等については情報提供しない。

6－4 秘密保持

入札参加者から提出された技術提案等は提案者の知的財産であるため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにする。また、提案者の了解を得ることなく提案の全部、又は一部のみを他の工事で採用することのないようにし、その取り扱いについて適正に対応する。